

公社等外郭団体見直し方針
及びスケジュール
(案)

平成28年 月
大 分 県

目 次

「指定団体」

No.	団体名	所管部局	ページ数
1	(公財) 大分県自治人材育成センター	総 務 部	… 1
2	(公財) 大分県文化スポーツ振興財団	企画振興部	… 2
3	(公社) ツーリズムおおいた	企画振興部	… 3
4	大分高速鉄道保有(株)	企画振興部	… 4
5	大分航空ターミナル(株)	企画振興部	… 5
6	(社福) 大分県社会福祉協議会	福祉保健部	… 6
7	(公財) 大分県地域保健支援センター	福祉保健部	… 7
8	(公財) 大分県臓器移植医療協会	福祉保健部	… 8
9	(公財) 大分県生活衛生営業指導センター	生活環境部	… 9
10	(一財) 大分県中小企業会館	商工労働部	… 10
11	(公財) 大分県産業創造機構	商工労働部	… 11
12	(公財) ハイパーネットワーク研究所	商工労働部	… 12
13	(公財) 日田玖珠地域産業振興センター	商工労働部	… 13
14	大分ブランドクリエイイト(株)	商工労働部	… 14
15	(株) 大分国際貿易センター	商工労働部	… 15
16	(公財) 大分県総合雇用推進協会	商工労働部	… 16
17	(公社) 大分県農業農村振興公社	農林水産部	… 17
18	(一社) 大分県農業会議	農林水産部	… 18
19	(一財) 大分県主要農作物改善協会	農林水産部	… 19
20	(株) 大分ボール種苗センター	農林水産部	… 20
21	(公社) 大分県畜産協会	農林水産部	… 21
22	大分県土地改良事業団体連合会	農林水産部	… 22
23	(公財) 森林ネットおおいた	農林水産部	… 23
24	大分県漁業信用基金協会	農林水産部	… 24
25	(公社) 大分県漁業公社	農林水産部	… 25
26	(公財) 大分県建設技術センター	土木建築部	… 26
27	大分県土地開発公社	土木建築部	… 27
28	大分県住宅供給公社	土木建築部	… 28
29	(公財) 大分県体育協会	教 育 庁	… 29
30	(公財) 暴力追放大分県民会議	警 察 本 部	… 30
31	(公財) 大分県交通安全協会	警 察 本 部	… 31

目 次

「その他の出資団体」

No.	団体名	所管部局	ページ数
1	(株) 別府交通センター	企画振興部	… 3 2
2	(株) サン・グリーン宇佐	企画振興部	… 3 3
3	(株) 大分フットボールクラブ	企画振興部	… 3 4
4	(一財) 大分県自動車会議所	企画振興部	… 3 5
5	(公財) 大分県アイバンク協会	福祉保健部	… 3 6
6	(公財) 大分県環境管理協会	生活環境部	… 3 7
7	大分県信用保証協会	商工労働部	… 3 8
8	(株) 大分放送	商工労働部	… 3 9
9	大分県デジタルネットワークセンター (株)	商工労働部	… 4 0
1 0	(株) エフエム大分	商工労働部	… 4 1
1 1	大分朝日放送 (株)	商工労働部	… 4 2
1 2	大分県農業信用基金協会	農林水産部	… 4 3
1 3	(公社) 大分県果実協会	農林水産部	… 4 4
1 4	(株) 大分県畜産公社	農林水産部	… 4 5
1 5	九州乳業 (株)	農林水産部	… 4 6
1 6	周防灘フェリー (株)	農林水産部	… 4 7
1 7	(公財) 大分県奨学会	教 育 庁	… 4 8
1 8	(公財) 大分県防犯協会	警 察 本 部	… 4 9

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県自治人材育成センター		所管部・課	総務部 人事課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 大分県内における自治体職員の人材育成に関する事業を行い、自治体職員の資質の向上及び公務能率の向上を図ることにより地方自治の振興を促進し、もって住民福祉の増進と地域の発展に寄与すること</p> <p>【主要事業】 県職員研修、市町村職員研修、県・市町村合同研修</p> <p>【県関与の必要性】 平成25年度に県職員研修及び市町村研修の実施を担う組織として設立された団体であり、また県と市町村との交流・連携を進めていくためには、県が関与することは必須である。</p> <p>【団体に期待する役割】 人材育成に関する専門機関として、効果的・効率的に研修を実施し、県職員及び市町村職員の資質及び能力の向上に寄与するとともに、県と市町村の連携・協力強化の橋渡し役となることを期待</p>					
の平成23年度及び27年度の見直し結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H26.1.1） ・役員就任の見直し (H26. 1. 1) 評議員（総務部長→副知事）、理事（市町村振興課長→総務部長）、監事（人事課長） (H26. 4. 1) 常務理事（県OB→総務部参事監） ・補助金の見直し 補助金での助成を見直し（H25：3,000千円 → H26：0円）、県職員研修の実施に必要となる財団運営費及び研修経費を負担している。 ・県職員研修の効果的・効率的実施と市町村職員研修の充実強化を支援するため、県と市町村職員の研修の一元化を実施（H26. 4から本格実施） 					
課題	<p>【研修方針】 県職員及び市町村職員の資質及び公務能率の向上を目指すとともに、県・市町村の連携を強化することを目標としている。公益財団法人化後の平成26年度は県と市町村合同研修の講座数及び受講者数について、対前年比60%以上増加している状況であり今後は以下の3点が課題となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①効果測定等による、より効果的で受講者の資質向上が図られる研修の研究・実施 ②合同研修の更なる拡充 ③合同研修で築いた人的ネットワークを県・市町村の政策連携に結び付けていく手法の検討 <p>【組織のあり方】 研修効果が最大限発揮されるように、効率的な組織のあり方を検討する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①組織体制の検証 ②業務援助職員派遣数の見直し 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 平成27年12月に事業の基本的な方針や重点的に取り組む業務等を示した「運営に関する基本的な考え方」を策定しており、今後はこれに基づいて、研修の効果測定手法の導入により、研修の質・効果の更なる向上を図るとともに、一元化のメリットを活かして県・市町村の協力が進むように橋渡しの役割を担っていく。 <p>【県の関与】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人的関与 県職員研修の確実な実施、一層の充実を図るため、また市町村職員の人材育成を支援するため、人的関与は必要である。組織体制及び業務援助職員の派遣数（H28：7名）については、研修事業が3年目を迎える平成28年度に検証し、平成29年度以降の体制については見直しを含め検討する。 (2) 財政的関与 県職員研修の実施に伴い必要となる財団運営費及び研修経費を負担しているものであるが、効果的・効率的な運営となるように継続的な見直しを行う。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 運営に関する基本的な考え方（H27策定）に基づく研修の質・効果の更なる向上、県・市町村の連携促進					
2 人的関与（業務援助職員）						
備考						


■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団	所管部・課	企画振興部 芸術文化振興課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 多様な文化事業やスポーツ振興事業、国際交流事業を実施し、潤いある県民生活の創造と健やかで個性的な地域づくりに寄与する。</p> <p>【主要事業】 芸術文化事業の企画及び実施、国際交流の企画・推進、iichiko総合文化センターと県立美術館の指定管理</p> <p>【県関与の必要性】 県民に良質な芸術鑑賞の機会を提供し県民の感性や芸術に触れる機会を創出するとともに、芸術文化ゾーンの拠点として役割は大きく、教育、福祉、医療、産業など様々な団体と連携し、社会的・経済的な課題に対応していくためには県関与が必要</p> <p>【団体に期待する役割】 ①県立美術館と県立総合文化センターが連携して県民に質の高い芸術文化を提供すること ②芸術文化ゾーンの拠点として他の公立文化施設や教育、福祉、医療、産業など様々な団体と連携し、社会的・経済的な課題に対応していくこと</p>					
の平成23年度組27年度及びその後の成果見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H25. 4. 1） ・県立美術館とiichiko総合文化センターを一括した指定管理（H25. 10. 1） ・中期経営戦略計画策定（H26. 11） ・人材育成方針策定（H26. 9） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県立美術館来館者数年間50万人及びホール利用率87.0%の目標達成 ・大分県芸術友の会“びび”の会員獲得、会議室や駐車場の利用率の向上や国の補助金等による自主財源の確保 ・プロパー職員の育成 ・平成30年度からの次期指定管理者受託準備及び申請 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 ①県立美術館とiichiko総合文化センターが連携して県民に質の高い芸術文化を提供すること ②芸術文化ゾーンの拠点として役割は大きく教育、福祉、医療、産業など様々な団体と連携し、社会的・経済的な課題に対応していくこと ③利用率を向上し自主財源を確保するとともに、中期経営戦略計画を実行していくこと</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・県立美術館と総合文化センターの両施設の指定管理者であることから、知事の評議員及び企画振興部長の理事は、継続する。 ・業務援助（11名）については、業務内容を精査し必要性を検討の上、適正化に努める。 (2) 財政的関与 ・指定管理業務や芸術文化ゾーンとしての役割を担うため、指定管理期間中（平成29年度まで）は現状の関与を継続する。 (3) その他 ・財団が実施する月2回の課室長会議に県芸術文化振興課長等が出席するなど、緊密な情報交換を継続する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 中期経営戦略計画の確実な実行					
	2 財政的・人的関与	継続	検討			
	3 次期指定管理受託準備					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益社団法人ツーリズムおおいた	所管部・課	企画振興部	観光・地域振興課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 県内における観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り、併せて健全な観光旅行の普及発展と国際観光を促進し、県民の生活、文化及び経済の発展に寄与する。</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外への観光宣伝及び観光客の誘致事業 ・観光文化の振興事業 ・観光・地域振興事業 ・観光地の環境整備事業 ・観光情報、地域情報の提供事業 <p>【県関与の必要性】 ツーリズム戦略に基づく県の観光関係業務委託の割合が大きいが、その実施においては、行政及び観光関係機関や民間との密接な連携が不可欠である。また、広域連携観光の展開など、県の関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 市町村、地域観光協会、観光事業者等との連携の要として観光素材を磨き、それらを組み合わせた広域商品づくりを進めるとともに、旅行会社との折衝等により誘客のための商品造成の働きかけなどを行う。併せて、プロモーションや各種媒体を活用した情報発信を行う中でブランド力向上と誘客強化を図る。 また、インバウンドも増加する中、地域観光協会などの人材育成と受皿の体制整備の指導も期待したい。</p>					
の平 主成 な23 取 組27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人に移行(H25.4.1) ・課制に改め、対外的にわかりやすい組織体制に移行(H26～) ・一般会費のほか受益者が特定される教育旅行誘致協議会の会費徴収を開始(H26～) ・第2期中期経営計画(H28～H30)の策定(H28.3) 					
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の大部分が県受託事業によるものである。 ・観光事業における企画、立案ができる人材が少ない。 					
平成 28 年度 以降 の見 直し 方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外観光客の誘致活動、観光の情報発信、観光地の環境整備など、県や市町村、関係機関と連携した取り組みを実施しており、本県の観光振興の中核を担っている。 ・地方創生の目玉として国を挙げて観光に力を入れている中、組織強化が必須であり、当面、県の責務として人的、財政的関与は必要である。プロパー職員の採用、DMO(地域の観光振興を戦略的に推進する専門組織)化に向けた取り組みを進めるとともに、第2期中期経営計画に基づき、自主財源確保対策や情報の蓄積、継続した組織体制を維持するための人材育成などについて実行していく。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と密接に連携しながら各種の観光振興活動を実施している。その連携を強化するため平成22年度から業務援助3名(事務局次長、課長、係長)を派遣しており、当面、継続する。 ・民間団体の知識等の活用といった観点から、県職員は役員に就任しておらず、今後もその方針に沿った役員体制を継続する。 <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入の大部分が、国内誘客総合対策事業等の県からの委託料であるが、地方創生交付金なども活用し、組織強化に努める。 ・委託料方式か、管理運営費方式か、財政的関与についてのあり方を検討していく。 ・本県観光やツーリズム振興を図るため当団体に補助金を交付する際には、その必要性や事業の実施効果等を十分に検討したうえで予算措置をするとともに、補助に見合った効果が発現しているか、事後検証を行っていく。 					
ス ケ ジ ュ ー ル	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 中期経営計画の着実な実行					
	2 DMO化					
3 財務基盤の安定化 (会費、自主財源の確保)						
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分高速鉄道保有株式会社	所管部・課	企画振興部 交通政策課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 所要時間の短縮のため、日豊本線大分佐伯間の高速化事業（平成13年度～15年度）により線路設備や橋梁等を整備し、これらの施設を九州旅客鉄道（株）（以下、「JR九州」という。）に貸し付けることを目的として設立</p> <p>【主要事業】 上記の事業により整備した施設の管理及びJR九州への貸付けを実施</p> <p>【県関与の必要性】 重要な交通機関である日豊本線の施設を適切に維持管理するため</p> <p>【団体に期待する役割】 施設の適切な維持管理と資本金等の着実な維持・執行</p>					
の平成23年取組27年度及びその成果等	<ul style="list-style-type: none"> ・会社設立時から当初の事業計画どおり進行し、安定した経営を継続している。 ・短期借入金について金融機関と交渉を行い、より低廉な金利で借入れを行い経営安定に努めた。（平成27年度） 					
課題	<p>平成15年度に締結した鉄道施設の使用に関する契約に基づき、JR九州から、施設賃借料が毎年確実に支払われており、特に問題はない。</p> <p>平成28年度中に予定されるJR九州の株式上場に伴い、JR三島会社（JR北海道、JR四国、JR九州）の特例により減免されていた固定資産税が増となるが、事業の執行において大きく影響を及ぼすものではない。</p>					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性 事業計画に沿い、安定した経営を継続し、固定資産の残存価格と内部留保金の合計額が、資本金額に達する平成40年度に、JR九州が施設を買取り、会社を解散して清算することを目指していく。</p> <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与 ・事業計画の着実な実行を図る観点から、副知事の代表取締役就任は継続する。</p> <p>(2) 財政的関与 ・県費の支出はない。</p>					
スケジュール		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	事業計画の着実な実行					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分航空ターミナル株式会社	所管部・課	企画振興部 交通政策課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 旧大分空港の定期航空路の開設に当たり、航空会社や航空旅客への必要な施設、設備、サービスの提供を行うために設立</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機による運送代理店業 ・空港ビルの貸室業並びに施設、設備の賃貸業 ・空港ビルの食堂及び喫茶店並びに娯楽施設の経営 ・広告宣伝業 ・航空事業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務並びに施設の提供 <p>【県関与の必要性】 大分空港は空の玄関口として重要な施設であり、その空港ビルの利活用促進は本県経済の発展に寄与するため</p> <p>【団体に期待する役割】 空港利活用の促進による乗降客数の増と、さらなる財政基盤の強化</p>					
の平成23年度及びその後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から平成26年度において「中期経営計画」を実行に移してきた結果、財政基盤の強化がなされた。 ・平成26年度に平成27年度～平成29年度の「中期経営方針」を策定し、課題解決に向けて取組を行っている。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降客増加 ・新規路線誘致 ・顧客満足度向上 ・安全、安心、快適なターミナルビルの整備 ・強い組織づくりのための戦略的な人事 ・業務効率化と収益性強化 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存廃…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性 平成27～29年度中期経営方針に基づき、施設改修など安全・安心に配慮したサービス向上を継続的に取り組んでいくとともに、観光物産情報発信拠点として各種イベントを開催するなど、お客様の満足度向上および乗降客や周辺住民来港客の増加対策に取り組んでいく。</p> <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与 ・県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>(2) 財政的関与 ・本県の観光振興を図るため、大分空港を活用した本県のPRイベント事業等を委託する場合があります、その際は、必要性や事業の実施効果等を十分に検討した上で予算措置するとともに、事業実施後は、事務事業評価などにより効果測定を行っていく。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	中期経営方針の実施					
		<p>【中期経営方針の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お客様・社員」の満足度向上 ・「大分空港」の価値向上 ・「体力、能力」の更なる強化を基本目標とする。 			<p>【次期中期経営方針の実施】</p>	
2	増収、増益対策					
		<p>飲食、売店の売上強化などの増収、増益対策を継続して実施</p>				
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	社会福祉法人大分県社会福祉協議会		所管部・課	福祉保健部 地域福祉推進室		
団体の概要	<p>【設立目的等】 社会福祉法第110条に基づき、地域福祉の充実をめざした活動を実施し、福祉サービスを県民に提供する。</p> <p>【主要事業】 日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業及びボランティア・市民活動推進事業</p> <p>【県関与の必要性】 県内唯一の地域の地域福祉を推進する中核的機関として、県と連携しながら、県域での地域福祉の充実をめざした活動を行っており、その果たす役割は非常に大きく、県の社会福祉に与える影響も大きいことから県関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】</p> <p>① 少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来を踏まえ、自助、共助、公助の最適な組合せによる地域のつながり、支え合いによる地域づくりに積極的に取り組むこと。</p> <p>② 県民が等しく福祉サービスを受用できるよう、地域福祉の主体たる市町村社協への積極的な支援を進めること。</p>					
の平 主成 な23 取組 27 み年 及度 びの 成見 果直 し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員就任の見直し（より県としての関与の実効性を高める観点からの見直し 平成25年度 非常勤理事：福祉保健部長→平成26年度 非常勤理事：福祉保健部審議監） ・ 業務援助職員派遣の見直し（平成26年度限りで事務局長1名の派遣を廃止） ・ 組織体制の見直し（平成24年度に部制を導入、長寿いきいきセンターやボランティア・市民活動センターの整理・統合を実施） ・ 第3次中長期活動計画「だいふくプラン2013」を策定（平成24年度） ・ 「経営基盤強化・発展計画—中期経営再建計画2012—」の見直し（単年度黒字化への財務改善） ・ 第3次中長期活動計画「だいふくプラン2013」の見直し（平成27年度 経営基盤強化・発展計画の検討等） 					
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤強化・発展計画において、経営改善状況の指標とした当期末支払資金（いわゆる運転資金）残高が計画数値を大きく上回ったが、2期連続の単年度赤字となったことから、引き続き経営基盤強化発展計画の着実な実行が必要 ・ 県社協の円滑な事業運営のため、引き続き計画的な人材確保と人材育成が必要 					
平成 28 年度 以降 の見 直し 方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の地域福祉の推進を担う中核機関であり、県民福祉の向上を推進し、生活困窮者自立支援法の円滑的な実施や、災害ボランティアネットワークの構築などのため、県との連携を密にして、各種の社会福祉事業を積極的に展開していく。 ・ このため、平成27年度に見直しを行った第3次中長期活動計画「だいふくプラン2013」が着実に実行できるよう、自主研修や福祉サービス評価事業など独自の収益事業の強化、事務経費や光熱水費の節減による支出抑制、職員採用試験の実施による計画的な人材の確保と育成、事務局組織の一部改編を行う。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県としての関与の実効性をより高める観点から、非常勤理事への福祉保健部審議監の就任を継続する。 <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業委託については、県の福祉施策を遂行するうえで必要不可欠なものであるが、事務事業評価や予算編成時に成果等を検証し、より効果的、効率的な事業となるよう見直しの検討を行う。 ・ 事業補助については、必要性や効率的な事業運営が図られているかなどの観点から、事務事業評価や予算編成時に成果等を検証し、より効果的、効率的な事業となるよう見直しの検討を行う。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年連続単年度赤字決算となったことから、経営状況のモニタリングを実施（四半期に1回）する。 					
ス ケ ジ ュ ー ル	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 第3次中長期活動計画(H25～29)の見直し計画の実施	見直し計画の実施				
	2 第4次中長期活動計画策定		第4次計画の策定	第4次計画の実施		
3 経営状況のモニタリングの実施	経営状況の把握・連携強化(四半期に1回)					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県地域保健支援センター	所管部・課	福祉保健部 健康づくり支援課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 移動検診車によるがん等の検診の機会の提供と普及啓発活動等の実施により、県民の保健の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 ・教育活動事業（結核・がん予防に関する広報活動、講習会、研修会の開催等） ・資金造成活動事業（募金活動、がん征圧事業） ・各種健（検）診事業 ・斡旋事業（結核予防会出版図書の斡旋販売）</p> <p>【県関与の必要性】 市町村住民の健康増進を図るため、移動検診車による検診事業を実施するなど、当該法人の果たす役割は大きく、公益性が高い理由から県関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 中山間地域等の避地等も対象に、移動検診車によるがん等検診機会の提供と普及啓発活動の実施により、県民の保健の向上に寄与すること。</p>					
の平成23年度組み及ぶの成果等	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H25.4.1） ・経営状況のモニタリングの実施（決算報告時に法人を訪問し、経営状況等のモニタリングを実施） ・役員就任の見直し （県からの人的関与の見直しを実施し、副理事長に就任していた福祉保健部長はH25.3.31付けで廃止） ・人件費抑制策の一環として、退職職員の補充を囑託・臨時職員の採用により対応 ・H22～26の経営改善計画のもと、諸経費の節減や収入確保に取り組んだ。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎化や高齢化の影響により、巡回検診を中心に受診者が減少し、事業収入も減少が続いており、今後も大きく改善する見通しは低い。 ・囑託、臨時職員による補充に伴い、職員のモチベーション向上の観点から、適正な処遇改善や職員採用の検討も必要 ・検診車（全19台）のうち、登録後20年を超える検診車が5台あり、今後の計画的な更新が課題（検診車のデジタル化も含む） 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 （1）団体の存続…存続する。 （2）団体の方向性 近年、少子高齢化や過疎化の影響から受診者数が減少傾向にあり、収益を圧迫していることから、経営改善計画に基づく経費節減策や事業収益の確保に取り組むことにより、財政運営の安定を図る必要がある。このため、平成27年度に当該団体の職員総参加によりアイデアを出し合い、新経営改善計画（計画期間H27～32年度）を策定したところであり、計画期間中トータルで正味財産額の減少額ゼロ及び当期収支差額の毎年度黒字等を目標として、事業所検診の新規開拓等による収入の拡大及びパート単価の見直し等支出の削減等に取り組む。</p> <p>【県の関与】 （1）人的関与 ・平成24年度に見直しを行っており、当面は現体制を維持する。また、職員を派遣しておらず、今後も派遣の必要はない。 （2）財政的関与 ・現在、県からの委託事業は、競争入札の結果、契約を締結したものであり、今後の契約も入札結果による。 ・事業実施のための資産となる検診車の更新、整備については、今後、その必要性を検証したうえで、対応を検討する。 （3）その他 ・検診料金の最低保証料金制度について、未導入の市町村に対して働きかける。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	経営改善計画の目標達成 ① 計画期間中トータルで正味財産額の減少額ゼロ ② 当期収支差額の毎年度黒字 等					
2	収入確保に向けての取り組み					
備考						


■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県臓器移植医療協会		所管部・課	福祉保健部 健康づくり支援課		
団体の概要	<p>【設立目的】 移植医療を推進するため、県民への移植医療の知識や意義の普及啓発、医療機関への教育及び臓器移植が適正に行われるための支援を行い、以て県民の健康福祉に資することを目的とした団体</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 臓器移植に関する知識の普及啓発 臓器移植希望者の登録 臓器提供協力医療機関・臓器移植医療機関との連絡調整等 <p>【県関与の必要性】 同法人が臓器移植の普及啓発や斡旋を行う県内唯一の団体で、今後とも継続して関与する必要がある。</p> <p>【団体に期待する役割】</p> <p>① 県民への臓器移植の普及啓発、② 臓器移植希望者との調整協力</p>					
の平成23年度組み及びの見果等	<ul style="list-style-type: none"> 役員就任の見直し⇒副理事長（部長就任）を見直し（H24.4.1） 財政健全化⇒支援型自動販売機設置や募金箱設置による財政強化の推進 公益財団法人に移行（H25.4.1） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 財政健全化（昨年最近の取り組みにより単年黒字となったが、連続赤字が続いていたことから必要） 臓器移植コーディネータの給与改善（以前より賃金引き上げが検討課題であるが、財政健全化を優先） 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性 財政基盤強化のため、引き続き支援型自動販売機設置や募金箱設置による自主財源確保等に取り組み、今後とも継続して移植医療の推進を図って行く。</p> <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> 臓器移植に関する医学的な見地から、理事1名、評議員3名の県職員を配置し、県施策が反映されるよう運営にも参加している。 例年、大分グリーンリボンフェスタを開催し臓器移植の啓発活動を行っているが、県職員が評議員として運営に参加することにより、県施策を反映している。 <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> 県事業の継続のため、引き続き臓器移植コーディネータの配置に係る補助金を交付する。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	・財政基盤の強化					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター					所管部・課	生活環境部 食品安全・衛生課				
団体の概要	<p>【設立目的等】 大分県における生活衛生関係営業者の経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて県内における利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係営業者に対する相談・指導 生活衛生関係営業に関する調査・後継者育成支援 クリーニング師研修、クリーニング業務従事者講習等 <p>【県関与の必要性】 生衛法に基づき大分県知事が指定した県内唯一の生活衛生指導センターとして、生活衛生関係営業者の衛生確保のための指導機関として果たす役割は大きく、県が行う衛生指導をより効率的に行うため、連携した取組が必要となることから県関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 営業者の経営相談、消費者から苦情相談を受けたり、景気動向調査や経営状況調査を積極的に行い、営業者の経営健全化を通じて衛生水準の維持向上を図ること。また、生衛業の経営の健全化に役立つ情報及び消費者に対する安心・安全・清潔なサービスにつながる情報を提供するため、ホームページを充実させるための取組を進める。</p>										
の平 主成 な23 取組 27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> 委託・補助金の見直し（財務指標として経常費用に対する委託料・補助金・交付金等の割合の目標値又は指標の見直し） 公益財団法人に移行（H25.4.1） その他見直し方針記載の取組み（実施事業の効果測定や県民ニーズに合致しているかの検証をするため、ホームページのアクセス件数が把握できるよう改修した） 										
課題	実施事業の効果測定や実施事業が県民ニーズと合致しているかなどを検証する必要がある。										
平成 28 年度 以降 の見 直し 方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月1日に公益財団法人に移行し、公益目的事業（98.4%）として生活衛生に係る相談等への対応や生活衛生関係営業者や消費者への情報提供、生活衛生関係事業者の経営指導や経営改善融資指導、後継者育成のための職業体験教室などを行い、生活衛生振興に重要な役割を果たしている。今後も現状の取り組みを継続し、事業費として国、県から拠出される補助金を適切に運用するとともに、光熱水費の節減、印刷消費の削減など徹底した経費節減を図るなど安定した事業運営が行えるよう、財務基盤の確保にも努めていく。 また、できる限り多くの生活衛生関係事業者の衛生及び経営相談等のニーズに応じられるよう、地区相談室の開催日数を考慮するとともに相談内容の充実にも努めていく。さらに、経営指導のための調査事業における調査票の回収件数の増加に努め自主財源の確保を図る。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>(2) 財政的関与 生活衛生関係営業指導員の設置に係る補助等については、効率的、効果的な事業運営が図られているかなどといった観点から、事務事業評価や予算編成の際に見直しの検討を行っていく。</p>										
ス ケ ジ ュ ー ル	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降					
	1 財務基盤の確保										
	2 相談内容の充実										
備考											

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	一般財団法人大分県中小企業会館		所管部・課	商工労働部 商工労働企画課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 県内中小企業の経済的及び社会的地位の向上を図るとともに、中小企業団体相互の連携を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 ・大分県中小企業会館会議室の貸付運用、建物の保守管理</p> <p>【県関与の必要性】 県内中小企業のセンターたる会館を建設・経営し団体相互の連携を図ることは、広く県内の中小企業者の振興に寄与すると考え出資したが、今後も県が出資者として関与する必要があるかどうか関与のあり方の見直しを行った。</p> <p>【団体に期待する役割】 ①中小企業のための経営指導、融資相談等をワンストップサービスで提供する総合支援センター機能を有する 当会館の適正な管理運営の維持 ②HPの活用などにより貸会議室の稼働率の向上に努めながら、中小企業者の利便性等の向上、振興に寄与すること。</p>					
の平成23年度及びその後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度移行に伴い、一般財団法人へ移行（H25.7.1） ・役員就任の見直し （公益法人制度移行にあわせて、役員としての人的関与を廃止） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の老朽化に伴い、状況に応じて改修工事を行っており支出が増えている。 ・平成27年度に、出資金の引揚げについて中小企業会館の同意を得られたので、28年（7月予定）の理事会及び評議員会に諮った後、寄付という形で出資金返納を受け入れる。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 （1）団体の存続…存続する。 （2）団体の方向性…中小企業のための経営指導、融資相談等をワンストップサービスで提供する総合支援センター機能を有する当会館の適正な管理運営を維持するとともに、団体HPの活用などにより貸会議室の稼働率の向上に努めながら、中小企業者の利便性等の向上につながる当会館の健全な経営を継続していく。</p> <p>【県の関与】 （1）人的関与 ・県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。 （2）財政的関与 ・県からの補助金、委託料等の県費の支出はない。 （3）その他 ・平成28年度7月の理事会及び評議員会で同意を得たうえで、出資金（100万円）を寄付という形で全額引揚げを行う。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 出資金の引揚げ	 <p>7月の理事会及び評議員会の結果を受け返納（寄付）の手続きを開始</p>		外郭団体から除外		
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県産業創造機構	所管部・課	商工労働部 工業振興課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 地域に蓄積された技術、人材、情報等の産業・経営資源の活用による県内産業の自立的発展及び新たな産業創造を支援し、企業経営の向上等に資する人材を育成し、並びに経済・産業・社会及び地域振興に関する調査研究等を行うことにより、県民生活の向上と県産業経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 (1)経営課題等に対する相談指導に関する事業 (2)取引の振興及び販路拡大に関する事業 (3)新事業・新技術の創出を支援するための事業 (4)企業の人材を育成するための事業 (5)調査研究及び情報提供</p> <p>【県関与の必要性】 中小企業支援センターとして県内中小企業支援、産業振興の重要な一翼を担っている当該団体の役割は大きく、県との密接な関係が必要</p> <p>【団体に期待する役割】 県内企業の最良のサポーターとして、中小企業の活力増進、産業振興の一翼を担う専門機関としての役割</p>					
の平 主成 な23 取 組27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H24.4.1） ・中期経営計画を策定（H25.6） ・<人的関与>役員就任の見直し （より県としての関与の実効性を高める観点から理事就任を見直し ⑳商工労働部長 → ㉑工業振興課長） ・<人的関与>業務援助職員派遣の見直し（地域結集事業終了に併せて、派遣職員を引揚げ㉒12名→㉓7名） ・<財政的関与>地域結集事業の終了（㉔10,591千円 → ㉕0円） ・<組織体制の見直し>㉖地域結集事業推進局の廃止 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの派遣職員は、事務局長や各課長など重要なポストを担っており、団体の事業実施に欠くことのできない配置となっている一方、派遣職員の人件費（一部）が団体の財政負担となっている。 ・平成31年度末までに、機構の中核を担うプロパー職員8名中3名が定年を迎えることから、計画的な職員採用、キャリアアップなどによるプロパー職員の育成が急務となっている。 ・基金事業が平成30年度で終了するため事業費の削減を余儀なくされ、将来における中小企業へのサービス低下が懸念される。 ・団体の設立目的の実現と、それを支える経営基盤の確立・充実を図ることを目的に、平成25年6月に策定した中期経営計画が平成30年3月をもって終了する。 					
平成 28年 度以 降の 見直 し方 針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 当団体は県内全域を対象とした唯一の中核的支援機関であり、県産業経済の発展に寄与するため、今後も、経営相談や取引支援、新事業・新技術の創出支援などの各種事業を継続して実施していく。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・県、市町村、経済団体、金融機関等の出資で設立された当団体は県内中小企業支援、産業振興において極めて公共性の高い事業を実施していることから、真に必要な業務援助が見極め、職員派遣のあり方を検討していく。 ・機構職員の育成等により研究員の派遣職員を引揚げ。㉗8名→㉘7名 (2) 財政的関与 ・中小企業の経営及び技術支援に関する事業に補助しており、真に必要な財政的支援を実施していく。 ・30年度事業終了予定の「おおいた地域資源活性化基金事業」について、国等に事業の存続を働きかける。 (3) その他 ・現行の中期経営計画の終了に伴い、現計画の成果を検証するとともに、新たな中期経営計画を策定し、団体の使命の実現と経営基盤の充実を引き続き図っていく。</p>					
スケ ジュ ール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 職員派遣のあり方を検討	→				
	2 現・中期経営計画の実行 新・中期経営計画の策定、実施	→ 現・中期経営計画の実施		→ 新・中期経営計画の策定 → 新・中期経営計画の実施		
	3 経営状況のモニタリングの 実施	→ 経営状況の把握・連携強化				
備考						



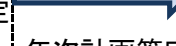

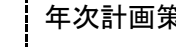
■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所		所管部・課	商工労働部 情報政策課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 ハイパーネットワーク社会を実現するための社会的・技術的課題を調査研究し、地域での実証実験を通じて、我が国及び国際社会の発展と国民生活の向上に寄与する。</p> <p>【主要事業】 ・地域コミュニティ情報化推進事業（コミュニティルーム設置運営、ハイパーフォーラム開催等） ・企業向け人権啓発活動支援事業（情報モラル啓発事業） ・イニシアティブカンファレンス（別府湾会議、ワークショップ）の開催事業等</p> <p>【県関与の必要性】 県職員が役員に就任していることから、事業に大きく県施策を反映することができている。また、職員を業務援助で派遣することにより、県事業及び新事業のスムーズな事業実施が可能となっており効果が上がっており、関与を継続する。</p> <p>【団体に期待する役割】 法人の主要な活動である地域情報化に関する調査・研究及び情報提供による、県民生活の情報化推進への寄与</p>					
の平 主成 な23 取組 27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H25.4.1） ・経営状況のモニタリングの実施（経営状況・中期経営計画の実施状況の把握・連携強化（2月に1回）） ・役員就任の見直し （より実質的な関与の必要性から、非常勤役員・評議員の見直し） 平成25年度 理事 副知事→評議員…商工労働部長 理事…情報政策課長 ・中期経営計画（平成28～30年度）の策定（H28.2） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の認知度を上げる取り組みが必要である。 ・国・県・市町村からの受託事業への依存度が高く、発注者側の予算等に左右されるため、収入が不安定な状況が続いている。 					
平成 28 年度 以降 の見 直し 方針	<p>【団体のあり方】 （1）団体の存廃…存続する。 （2）団体の方向性 ・国の公募型事業等を活用し、農業、防災、教育など地域社会に密着した分野の調査研究や学校における情報モラルに関する普及啓発などを通じて県民との接点を拡大する取り組みを行っていく。 ・中期経営計画の着実な実行により、収支の均衡を保ち安定した経営に取り組む。</p> <p>【県の関与】 （1）人的関与 ・県民や県内企業のICT利活用推進のため、今後も本団体にICT利活用に関する調査・研究及び情報提供に取り組ませる必要があることから、県職員の役員就任は継続する。 ・県民の情報リテラシー向上、市町村の電子自治体構築に向けた助言、情報提供など、本団体と県の円滑な意思疎通と課題に応じた役割分担のもとに、県の情報化施策推進の一翼を担う本団体に、業務援助職員1名（事務局次長）を派遣しており、今後も県の情報化施策推進に当たっては、本団体と県の連携が不可欠であること、県の人的援助が研究体制確立の下支えになっていることなどから、業務援助職員の派遣は継続する。 （2）財政的関与 ・県民の情報リテラシー向上を図る事業の委託については、事務事業評価や予算編成の際に、必要性や事業の実施効果等を検証し、より有効な事業となるよう見直しの検討を行う。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
スケジュール	1 中期経営計画に基づく毎年度収支の均衡					
スケジュール	2 経営状況モニタリングの実施	<p>経営状況の把握・連携強化（2カ月に1回）</p>				
スケジュール	3 認知度の向上に向けた調査研究等の取り組み					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人日田玖珠地域産業振興センター		所管部・課	商工労働部 商業・サービス業振興課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 日田玖珠地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって、活力のある地域経済社会の形成並びに地域住民の生活向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 地場産業に対する支援、地場産品の需要調査、市場開拓に関する事業、地場産品の展示販売、会議室等の貸出他</p> <p>【県関与の必要性】 県にとって地域産業の活性化は重要課題であるが、日田玖珠地域の地場産業振興を担う当団体がより健全な経営を維持していけるよう県として関与のあり方の見直しを行っている。</p> <p>【団体に期待する役割】 日田玖珠地域における地場産業振興を図ること</p>					
の平 主成 な23 取組 組27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H25.4.1） ・中長期経営計画の策定・改定 （H26～31年度の中期経営計画を策定） ・財政健全化 （財政健全化に向け、人件費削減を継続するとともに、中期経営計画を実施している。） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・販売手数料・会場使用料の増収を図る取組及び人件費等削減を継続しているが、平成13年度以降当期正味財産の減少が続いている。 					
平成 28 年度 以降 の見 直し 方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 当団体は、日田玖珠地域の地場産業の健全な育成、発展のための事業を行うことにより、地域経済社会の形成、地域住民の生活向上・福祉の増進に寄与する法人であり、今後はセンター1階の改修（平成26年10月）や、日田市アンテナショップ大丸福岡天神店のオープン（平成27年6月）を契機に、さらなる事業効果を期待するとともに、経営健全化を推進する。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。 (2) 財政的関与 ・県費の継続的な支出はない（必要に応じて補助金等を交付している。）。 (3) その他 ・県としては、振興センターの経営状況等を把握し、関係機関と連携し、経営健全化に向けた情報提供や支援を行っていく。 ・日田市及び他の出資団体等と経営状況等を踏まえつつ、出資の引揚げも含め、県の関与のあり方について平成28年度中に検討する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 自主財源確保策の検討、実施 （経営健全化の推進）					
	2 県関与のあり方について検討					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分ブランドクリエイティブ株式会社		所管部・課	商工労働部 商業・サービス業振興課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 首都圏の消費者の需要動向を探るアンテナ機能を有し、レストランと大分県の特産品販売を中心に、「食」を通じて大分県の情報発信を行う、フラッグショップ「坐来大分」（東京都中央区銀座）を運営するため、平成18年度に民間企業との共同出資により設立した。</p> <p>【主要事業】 大分県フラッグショップ「坐来大分」の運営（レストラン運営、県産品の販売、県等と連携した観光情報等の発信）</p> <p>【県の関与の必要性】 大分ブランドの確立を図るため同社を通じた事業を推進し、より健全な経営が出来るように県として関与していく。</p> <p>【団体に期待する役割】 首都圏における情報発信拠点</p>					
の平成23年度及びその後の見直し成果等	<ul style="list-style-type: none"> 財政健全化 社会情勢等を反映した年次計画を総会で定め、取締役会を年4回開催し、適正な執行管理に努めた。「坐来大分経営等戦略会議」を年2回開催し、当該年度及び中長期的な経営戦略について協議を行い、事業推進体制を強化した。 委託・補助金の見直し 事務事業評価や予算編成の際に、必要性や事業の実施効果等を検証し、委託内容を見直した。 定例会議の実施 「坐来大分」及び県が一体となり、毎週定例会議を実施し経営全般の情報共有等に努め、徹底した原価管理を行った。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成24、25、26年度と来客数の減少傾向が続いていたが、27年度は増加に転じた。 単年度黒字を維持し、累積負債を解消していくために、リピート率の向上と新規顧客獲得に向けた取組を継続していくことが必要 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 「坐来大分」は、大分の情報を発信するとともに、県産品評価や有益な情報を生産者へフィードバックすることにより商品開発等を支援しており、今後もこうした取組を強化していく。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・役員として、商工労働部長が取締役（非常勤）に就任している。 県の出資比率が52.6%であり、また、大分県フラッグショップの運営という業務は県行政と密接不可分なことから、各種施策を推進する上で県の一定の関与が必要である。 (2) 財政的関与 ・インターネットを活用した大分の情報発信、県産食材を活用したメニュー開発のための食材現地調査、大分の情報発信を行うための語り部を養成するサービススタッフ研修事業など、おおいブランドの確立を図るために必要な事業を委託しており、今後もその方針を継続する。 (3) その他 ・経営についてはこれまでどおり、法人設立当初の計画を基に、その時の社会経済情勢等を反映した年次計画を総会で定める。更に年4回の取締役会において、適正な執行管理に努め、単年度黒字の定着化を図る。 ・安定的な経営改善に向けた具体的な取組として、関係者（大分ブランドクリエイティブ（株）並びに県等）による坐来大分経営等戦略会議を年2回開催し、当該年度及び中長期的な経営戦略について協議を行い、事業推進体制を強化する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 経営計画の策定・実施 (1) レストラン部門の売上増加 ・新規顧客の開拓 ・リピート率向上 など (2) 物販の強化 ・百貨店等へのイベント参加 （出張坐来）を継続 (3) 経費の圧縮	 年次計画策定	(計画実行) (執行管理)  年次計画策定	(計画実行) (執行管理)  年次計画策定	(計画実行) (執行管理)  年次計画策定	(計画実行) (執行管理)  年次計画策定
備考						


■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	株式会社大分国際貿易センター	所管部・課	商工労働部 商業・サービス業振興課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 平成6年3月に策定した「大分県地域輸入促進計画」の実施主体として、主に大分港大在コンテナターミナル内の施設整備及び管理を行う事を目的に、平成6年12月、県や大分市をはじめ、官民による出資で設立された。</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分港大在コンテナターミナルの管理事業（指定管理） ・大分国際貿易センタービル、冷凍冷蔵倉庫及び食品流通加工センターの賃貸事業 ・貿易業務およびポートセールスの支援事業 <p>【県関与の必要性】 本県唯一のコンテナターミナルの指定管理者であり、ターミナル内に冷凍冷蔵倉庫等の賃貸施設を有し、県内企業の利便性向上に寄与しており、当該事業者が果たす役割は大きく公共性が高いことから、今後も県の関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 コンテナターミナルの利用促進</p>					
の平成23年度及びその後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化（繰越欠損金が平成23年度から解消された） ・財政的関与の見直し（港湾施設利用料の1/2減免を平成24年度から廃止した） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成8年の竣工から今年で20年を迎え、建物等の老朽化が進んでおり、計画的に修繕を行っていく必要がある。 ・特に冷凍冷蔵倉庫が故障した場合、蔵置荷物に多大なる損害が発生するため、オーバーホール等の修繕が必要である。また、平成31年末をもって冷凍冷蔵倉庫の冷媒であるフロンガスの製造が中止されることから、代替フロン対応施設への改修あるいは普通倉庫への転換など、施設の方向性の検討が必要 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存廃…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、県内唯一のコンテナターミナルの管理業務を受託（指定管理者）するとともに、ターミナル内に冷凍冷蔵倉庫等の賃貸施設を有し、県内企業の利便性向上に寄与する法人であり、今後も引き続き、民間の持つメリット（機動性、弾力性等）を活かしたサービスの提供を行っていくことが必要 ・コスト削減や業務効率化に取り組んできた結果、経営状況はここ数年安定して推移しており、今後も一層の経費節減や業務効率化に取り組みながら、引き続き黒字決算の達成に向けた努力が必要 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与 本県の貿易施策の推進に向け、大在コンテナターミナルの利用促進と経営の安定化の観点から、商工労働部長の非常勤取締役就任については継続する。</p> <p>(2) 財政的関与 大分港大在コンテナターミナルの管理に関わる受託業務（指定管理者）を、平成26年度からの5年間受けている。なお、指定管理に係る委託料については前期と比較し税抜きベースで減額している。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	経費節減及び業務効率化					
備考						


■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県総合雇用推進協会	所管部・課	商工労働部 雇用労働政策課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 社会経済の変化に即応して、高齢者、障害者及び若年者等の安定した雇用の確保、適正な労働条件の確保その他の雇用をめぐる諸問題並びに雇用開発等に関し、調査研究、情報収集・提供、相談・指導その他必要な事業を行うことにより、県内産業及び企業における雇用の確保と安定に資し、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 若年者雇用・人材定住促進事業及び高齢・障害者雇用対策事業</p> <p>【県関与の必要性】 おおいた産業人財センターの運営を委託しており、適切な事業執行が行われているか確認する必要があるため県関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 運営体制を強化するとともに、自主性を発揮しながら、県や労働局と協調して雇用対策を推進すること。</p>					
の平 主成 な23 取組 27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画の策定 (H24.3.13) ・ 公益財団法人に移行 (H25.4.1) ・ 役員定数の見直し (平成24年度21名→平成25年度9名) 					
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材定住基金の安全かつ確実な運用益の確保 ・ 自主財源である会費収入の減少 					
平 成 28 年 度 以 降 の 見 直 し 方 針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 平成23年度に策定した中期計画に沿って、人材定住基金の安全かつ確実な運用益の確保や、新規会員の勧誘等による会費収入の増を図るとともに、県・国などからの事業受託に努めることで、運営基盤の強化を図る。また、事業実施に関しては、相談や情報提供、就職面接会の開催、「おおいたde就職するねっと」の有効活用などにより、高齢者、障害者及び若年求職者並びに県内への移住・定住希望者と県内企業のマッチングを支援するなど、若年者等の就職促進や県内定住促進に向けた取組を、社会経済情勢や利用者ニーズに応じ積極的に推進する。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・ 県職員の見直し、業務援助職員の派遣はない。 (2) 財政的関与 ・ 平成27年度から継続して「おおいた産業人財センター」の運営を委託しており、適切な事業執行が行われるよう随時指導を行う。 (3) その他 ・ 人材定住基金を原資とする協会自主事業が実施されることとなったことから、県事業との相乗効果があがるよう連携を密にする。</p>					
ス ケ ジ ュ ー ル	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	中期計画に基づく運営基盤の強化	中期計画の改訂 	事前協議 	運営指導 		
2	人材定住基金を活用した自主事業と県事業の連携					
備 考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益社団法人 大分県農業農村振興公社		所管部・課	農林水産部 農地活用・集落営農課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 大分県における農業の振興を図るため、農地の利用の効率化及び高度化、農業基盤の整備、青年農業者の育成、新規就農者の確保等を促進し、もって国土の有効な利用及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 農地中間管理事業、草地畜産基盤整備事業、大規模リース団地整備支援対策事業</p> <p>【県関与の必要性】 農地の流動化を促進し、農業経営規模の拡大を助長することによって生産性の高い近代的農業を確立し、農業者の経済的、社会的地位の向上及び青年農業者の確保、育成を図る必要があるため。</p> <p>【団体に期待する役割】 農地中間管理事業、大規模リース団地整備支援対策事業、新規就農者育成研修事業、大分農業文化公園管理運営委託事業など、当該団体が本県農業の振興に果たす役割は大きい。</p>					
の平 主成 な23 取組 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人に移行（H23.4.1） ・役員就任の見直し （より県としての関与の実効性を高める観点からの見直し 平成23年度 理事長 農林水産部長 → 平成24年度 理事長 農林水産部審議監） ・農地保有合理化事業の減少による県業務援助職員の廃止（平成23年度） ・平成26年度から開始された農地中間管理事業を推進するために農地中間管理統括官、農地課を新設 ・農地保有合理化事業の事業量を確保するとともに、草地畜産基盤整備事業や大規模リース団地整備支援対策事業を円滑に実施し、事業収入を確保し安定した経営を目指す。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業量の確保と支出削減等による安定した経営体質への改善を図る必要がある。 ・プロパーの高齢化が進んでおり、再雇用・新規採用等を検討する必要がある。 ・平成22年度以降、経常収支ベースでは赤字計上しているが、これは固定資産を取得する際の補助金を圧縮記帳していないため、正味財産については実質黒字 					
平成 28年 度以 降の 見直 し方 針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存廃…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の集積・集約化を加速し、農業の競争力の強化、生産効率の向上を目的とする農地中間管理事業は、平成35年度において、本県の農地集積率9割を目指す中心的な事業であり、それを推進するのが農地中間管理機構として指定を受けた、当該団体である。今後も引き続き、県関係各課や市町村、農業委員会などとの連携を密にし、農地の集積を推進していく。また、草地基盤整備事業や大規模リース団地整備対策支援事業について、事業量を確保することで安定した経営を目指す。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業や大規模リース団地整備対策支援事業など、本県の農業振興において重要な役割を担う本団体の健全な運営を管理、指導していく観点から、農林水産部審議監の非常勤理事長は継続する。 ・農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、県と連携を密にして取り組む必要があることから、平成26年度から職員2名を業務援助として派遣している。 <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業等への補助については、必要性や効率的な事業運営が図られているかなどといった観点から、事務事業評価や予算編成の際に、見直しを検討していく。 ・大分農業文化公園の指定管理料は指定管理期間中（平成32年度まで）は継続 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体運営の健全化に向けて平成27年度に策定された5年間の中期経営計画を着実に実施する。 					
スケ ジュ ール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	中期経営計画の実施					
考備						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	一般社団法人 大分県農業会議		所管部・課	農林水産部 農地活用・集落営農課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 市町村農業委員会の支援及び助言機関並びに農地法等の行政行為を補完する諮問機関として、農業委員会等に関する法律（昭和26年6月）に基づき設立された法定団体であったが、同法の改正により平成28年4月1日より一般社団法人となった。合わせて、同日より、新たに法律に明記された「農業委員会ネットワーク機構」として、県より指定を受け、事業を行っている。</p> <p>【主要事業】 農業委員会等活動強化支援事業、農業者年金業務委託事業、機構集積支援事業、農の雇用事業 等</p> <p>【県関与の必要性】 当該団体が農業の発展に果たす役割は大きく、これまで県が密接に関与してきた。</p> <p>【団体に期待する役割】 「農業委員会ネットワーク機構」としての指定による、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の適正かつ確実な実施</p>					
の平成23年度及び組み年度の見直し結果等	<ul style="list-style-type: none"> 農業会議費補助金の農政活動費を平成23年度に削減 収入のほぼ全額が補助金等によって賄われていることから、法に基づいた各種の事業を安定的に継続 退職準備積立金の積立不足を平成26年度に解消 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に財産を有しない団体であるので、収入のほぼ全額を補助金、委託料、拠出金によって賄われており、収益事業を実施できないことから財政的に厳しい。 「農業委員会ネットワーク機構」としての業務の適正かつ確実な実施。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存廃…存続する。 (2) 団体の方向性 収入のほぼ全額が補助金、委託金、拠出金によって賄われ、収益事業ができないことから、経営状況は非常に厳しいが、「農業委員会ネットワーク機構」としての業務を継続していく。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 県職員 of 役員就任、業務援助職員の派遣はない。 (2) 財政的関与 補助事業については、「農業委員会ネットワーク機構」として、適切な事業運営が図られているかなどといった観点から検証し、必要に応じて見直しを検討する。</p>					
スケジュール		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
備考	<p>補助事業、委託事業の検証及び見直し検討</p> 					

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	一般財団法人大分県主要農作物改善協会		所管部・課	農林水産部 農地活用・集落営農課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 米麦大豆の優良種子の生産確保と普及の促進を図り、品質改善及び生産性の向上を推進し、もって農家経済の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 種子確保対策事業（種子の計画数量の確保に向けた活動） 品質改善対策事業（優良種子を確保するための会議等を開催、採種地域JAの品質改善活動への支援）</p> <p>【県関与の必要性】 主要農作物の種子の供給は県の責務であり、種子の生産・供給及び需給調整を担う唯一の団体であることから、主要農作物の安定生産を果たすために今後も出資を継続し、団体の活動に県の意向を反映させる必要がある。</p> <p>【団体に期待する役割】 主要農作物の種子の確保と種子の品質改善</p>					
の平 主成 な23 取組 組27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人に移行（H26.4.1） 役員就任の見直し （より県としての関与の実効性を高める観点からの見直し 平成25年度 理事2名 → 平成26年度 理事、評議員各1名） 経営状況のモニタリングの実施（経営状況・在庫状況等の把握〔4半期に1回〕） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 種子の在庫が増えると、在庫の処理費用が発生し、協会の財務内容が悪化する可能性がある。 					
平成 28年 度以 降の 見直 し方 針	<p>【団体のあり方】 （1）団体の存続…存続する。 （2）団体の方向性 当協会は、種子対策事業及び品質改善対策事業を通して主要農作物の優良種子の生産、供給及び需給調整を行う唯一の団体であり、今後も事業実施を通じて主要農作物の安定生産に寄与していくことが必要。また、中長期の経営計画の見直しを行い、黒字経営を維持していく。</p> <p>【県の関与】 （1）人的関与 平成26年度に見直しを行った。平成30年度までは現体制（理事、評議員各1名）を維持する。 （2）財政的関与 これまで実施しておらず、今後も実施予定はない。 （3）その他 経営状況のモニタリングを実施（経営状況・連携強化〔4半期に1回〕）</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 中期経営計画の策定・実施					
	2 経営状況のモニタリングの実施					
備考						

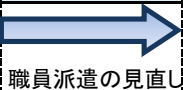


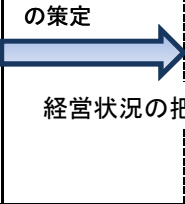
■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	株式会社大分ポール種苗センター	所管部・課	農林水産部 園芸振興室			
団体の概要	<p>【設立目的等】 野菜・花きの種苗生産を行い、県内の園芸農家に優良種苗を供給することで、園芸振興に寄与することを目的とする法人で、県と当時の大分県経済農業協同組合連合会（現全国農業協同組合連合会大分県本部）、（株）ティーエムポール研究所（現M&Bフローラ）との共同出資により、平成6年に設立した。</p> <p>【主要事業】 ・野菜・花きの種苗の生産と販売</p> <p>【県関与の必要性】 いちご、かんしょのウイルスフリー苗、県オリジナル品種チェリーピー苗などの種苗生産を行い、県内の園芸農家に優良種苗を安定的に供給することで野菜・花きの生産振興を図る必要がある。</p> <p>【団体に期待する役割】 県内の野菜・花きの種苗生産における拠点施設としての役割が期待される。</p>					
の平 主成 な23 取組 27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・県出資金の引揚げに向けた方針について、当該団体と共有できた。 ・モニタリングの実施（平成24年の経営悪化を踏まえて、折りに触れ、経営状況の報告を受けたり、意見交換等を行っている） ・新たにかんしょのウイルスフリー苗の生産に取り組むなど、県内販売額は増加している。 ・いちご苗の生産について、県関係機関による定期的な栽培指導を実施し、当該団体の技術向上が図られている。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・花き需要が低迷しており、近年の売上は横ばい状況にある。今後、野菜苗の取組を強化し、売上の向上を図る必要がある。 ・株式売却に向けて、当該団体が安定的に当期純利益を確保する必要があるが、花き需要の低迷など不安定な状況にある。 ・株式売却予定の大分県農業協同組合が現在経営再建中であり、最短で平成30年以降にならないと譲渡することが難しい。 					
平成 28 年度 以降 の見 直し 方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…最短で平成30年を目処に出資関係を解消する。</p> <p>(2) 団体の方向性 株式については、大分ポール種苗センターの経営安定を確認できた状態で売却する方針。経営安定とは160万円程度の営業利益を3年程度継続した状態のこととする。また、売却先については、大分県農業協同組合を考えているが、大分県農業協同組合は現在経営再建中であり、最短で平成30年に経営再建予定である。</p> <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与 ・今後も優良種苗供給体制を継続するために、園芸振興室長の非常勤取締役就任は継続するが、出資関係を解消した際は、同時に取締役も撤退予定である。</p> <p>(2) 財政的関与 ・県費の支出はない。</p> <p>(3) その他 ・経営状態が不安定なことから、定期的に経営状況を把握し、助言・指導を行っていく。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	優良種苗の安定的な供給体制の確立	県関係機関による定期的な栽培指導	→			
2	経営状況の把握	経営状況の把握（半期に1回程度）	→			
3	県出資金の引揚げ	出資の引揚げに向けた協議	→	出資の引揚げ（最短）		
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益社団法人大分県畜産協会	所管部・課	農林水産部 畜産振興課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営指導、家畜改良、畜産環境保全、家畜及び畜産物の価格安定対策、肉用子牛生産者補給金の交付、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、自衛防疫の推進その他畜産の発展に資するための事業を行い、もって畜産経営の安定的発展と畜産の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産経営及び技術改善指導 (総括畜産コンサルタントによる生産者に対する助言・相談やセミナー等を開催し、経営や技術の改善を進める事業) 畜産物価格安定対策事業 (生産者が販売した家畜の平均販売価格が国の定める生産費を下回った場合に、国と生産者が積み立てた基金からその差額を補てん金として交付する事業) 家畜の伝染性疾病予防のためのワクチン接種や口蹄疫等の海外悪性伝染病を防止するための啓発活動 <p>【県関与の必要性】 県行政の推進及び県が掲げる畜産関係の各種目標の達成には畜産協会の役割は大きく、また、畜産協会が持つ知識及び技術を活用することにより本県畜産の発展や目標が達成されることから、指導・支援という立場で県の関与が今後とも必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 畜産協会の事業展開範囲は県下一円であり、県事業の補完的な部分も多く占めるとともに補助事業の事業実施主体としての役割も大きく、県政発展の一翼を担う機関として期待する。</p>					
の平成23年度及びその見直し	<ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人に移行 (H24.4.1) 自主財源確保対策等の実施 (賛助会員増員策等) (平成23年度より畜産物価格安定対策事業に係る手数料を徴収) 中・長期経営計画の策定・改定 (平成24年度、公益社団法人への移行に伴い、中・長期経営計画を策定し、運営状況は改善) 財政健全化 (単年度黒字の達成等) (平成24年度、公益社団法人への移行後は、新規事業の取組や管理費の削減等により黒字経営) 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 国の事業に伴う事務推進費が年々減少していることから、効率的な事業運営を行うために組織体制を見直す必要がある。 また、畜産コンサルタント事業において、経営の把握能力及び技術指導の取得には長い期間と経験が必要なことから、若手職員の確保と技術の伝承が課題となっている。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 団体の存廃…存続する。 団体の方向性 畜産農家の期待にこたえるため、今後とも、県下一円で関連事業の実施、畜産農家の指導や普及啓発活動等を実施する。現在、価格安定課はじめ事業課3課、管理課の4課体制であるが、今後は畜産情勢等の変化による業務の集約化や効率性などを考慮した組織体制の見直しの検討を行う。 <p>【県の関与】</p> <ol style="list-style-type: none"> 人的関与 <ul style="list-style-type: none"> 本県の畜産振興のため、本団体に畜産経営及び技術改善指導等に積極的に取り組ませる必要があることから、畜産振興課長の非常勤理事就任は継続する。 財政的関与 <ul style="list-style-type: none"> 畜産農家の経営安定に資する基金造成への補助については、農家の経営支援の観点から適正な額の算定のもと当面は継続するが、事務事業評価や予算編成の際に必要性や事業運営の効率性、実施効果等を検証していく。 その他 <ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人移行後は、新規事業の取り組みや管理費の削減等により黒字経営となっており、運営状況も改善していることから現行計画を継続して推進し、平成29年度において中・長期経営計画の見直しを行う。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	組織体制の見直し	組織見直しの検討 (畜産情勢等を考慮し判断)				
2	中・長期経営計画の改定	中期経営計画の実施		中期経営計画の実施		
3	経営状況のモニタリングの実施	上期・下期の監査実施				
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分県土地改良事業団体連合会		所管部・課	農林水産部 農村整備計画課		
団体の概要	<p>【設立目的】 土地改良法に基づき、土地改良事業を行う者の共同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的とする。</p> <p>【主要事業等】 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助、土地改良事業に関する教育及び情報の提供、調査及び研究、国又は県の行う土地改良事業に対する協力。</p> <p>【県関与の必要性】 土地改良事業を実施するにあたり、会員に対する指導援助等を行う公益性の高い団体であるため、県関与は必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 農業水利施設の更新整備や農地集約の加速化等の各種事業の推進・拡大を図るうえで不可欠な存在である。特に、災害復旧支援に関しては、当団体の果たす役割は非常に大きい。</p>					
の平成23年度及びその後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 第9次長期計画（H25～29）の策定 組織体制の見直し（早期退職及び新規採用見送りによる人員削減） 財政健全化（職員給与削減に取る人件費の抑制、その他支出の縮減） 					
課題	<p>近年、単年度収支の赤字を繰越剰余金で補填してきたが、平成26年度決算では過年度に比べ大きな赤字が発生し、繰越剰余金を大幅に減らす結果になった。</p> <p>また、農業農村整備事業予算の大幅な伸びを見込めない状況下において、今後、更なる経営状況の悪化が懸念される。</p> <p>以上のことから、経営の健全化に向けた中期経営計画を策定し、速やかに実行することが喫緊の課題である。</p>					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 団体の存廃…存続する。 団体の方向性…県の農業施策の推進・拡大や災害復旧支援において、不可欠な存在であることから、経営の安定化を図り、事業を継続していく。 <p>【県の関与】</p> <ol style="list-style-type: none"> 人的関与 <ul style="list-style-type: none"> 農業農村整備事業の円滑な推進を図るうえで県との連携を密にして取り組む必要があることから、職員1名を派遣しているが、現在、策定中の農業用基幹水利施設等の保全計画策定後に職員派遣の見直しを行う。 財政的関与 <ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業計画作成委託業務等の発注に際しては、平成19年8月に策定した「大分県土地改良事業団体連合会と随意契約を行うことができる場合の運用方針」を厳格に適用していく。 土地改良施設の定期的な補修に係る補助については、必要性や効率的な事業運営が実施されているか等の観点から事務事業評価や予算編成時に見直しを行う。 その他 <ul style="list-style-type: none"> 経営状況が悪化していることから、経営状況のモニタリングを実施（経営状況の把握、中期経営計画の策定に向けた協議、連携強化）する。（3ヶ月に1回） 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 職員派遣見直しの検討					
	2 中期経営計画の策定					
	3 経営状況のモニタリングの実施					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人森林ネットおおいた	所管部・課	農林水産部 林務管理課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 林業の担い手の確保・育成、機械化林業の推進、森林の整備及び生活環境の緑化に関する事業等を行い、県土の保全、地球温暖化の防止、林業及び山間地域の振興並びに県民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 ・林業の担い手確保・育成、機械化林業の推進、林業研修など林業労働力の確保育成に関する事業 ・県営林の管理、県民の森の管理、環境緑化の普及啓発など森林整備等に関する事業 ・その他収益に係る事業</p> <p>【県関与の必要性】 県の施策と一体となった林業労働力対策、森林整備の推進、環境緑化の普及啓発等を行うことから、県の関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 ・就業相談会や研修等の実施により、次代を担う林業の担い手確保・育成に積極的に取り組むこと。 ・県民の森の管理運営や緑化の推進等により、森林や緑化に対する県民意識の醸成に積極的に取り組むこと。</p>					
の平 主成 な23 取組 27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H23.4.1） ・経営改善計画の策定及び実行（運用益の確保、助成事業の見直し、管理費支出の削減、財政の健全化(黒字化)） ・平成23年度までで県からの業務援助職員を廃止 ・県からの財政的支援について、必要性や効率的な事業運営かなどを検証し、事業を実施 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・団体ホームページで経営状況を公表しているが、内容の充実を図る必要がある。 ・基本財産の運用は世界的な景気に左右されるので、安定した運営を図るための経営計画が必要となる。 ・林業雇用改善活動の充実を図るための計画が必要である。（経営計画に盛り込む） ・専門的な知識や技術をもった職員が退職するため、再雇用制度等を活用して知識・技術の伝承を図る必要がある。 					
平成 28 年度 以降 の見 直し 方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性…基本財産の安全かつ効率的な運用を行い運用益を確保し、効果的な事業を執行するため、中期的な経営計画を策定のうえ経営の健全化を図る。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・事業運営等のチェック機能強化に繋がるため、農林水産部審議監の評議員就任を継続する。 (2) 財政的関与 ・事業内容の見直しを行いながら経営の健全化を図ることとし、財政的関与は必要に応じて行う。 (3) その他 ・経営の健全化を推進するため、経営状況のモニタリングを実施する。 (経営状況と中期経営計画の実施状況の把握、連携強化（2ヶ月に1回程度））</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 経営状況の公表	→ 随時実施				
	2 中期経営計画の策定	→ 現計画の見直し、新計画策定 (28年度) → 計画の実施 (29年度)				
	3 経営状況モニタリングの実施	→ 経営状況の把握・連携強化（2ヶ月に1回程度）				
	4 職員の専門的知識・技術の伝承	→ 適期実施				
備考	-23-					



■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分県漁業信用基金協会	所管部・課	農林水産部 漁業管理課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 中小漁業融資保証法（昭和27年12月）に基づき、中小漁業者が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として設立</p> <p>【主要事業】 金融機関が中小漁業者等に資金を貸し付けた場合の債務保証</p> <p>【県関与の必要性】 中小漁業者等の経営安定に向けた適正な債務保証制度を確保する観点から関与が必要</p> <p>【団体に期待する役割】 中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業の振興を図ること</p>					
の平 主成 な23 取組 組27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員就任の見直し （より県としての関与の実効性を高める観点からの見直し 平成23年度 非常勤理事：部長→審議監） ・ 経費削減、担当業務の見直しなどにつとめ、毎年度利益金を計上しており、安定的な経営がなされている。 ・ 職員のスキルアップを図るため、全国職員研修会や九州地区研修会に積極的に参加している。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の年齢構成がいびつな形となっており、計画的な改善が必要 ・ 融資保証の推進に積極的に取り組んでいるが、厳しい経済情勢から中小漁業者の投資意欲も低く、債務保証の引き受け件数、金額とも伸び悩んでいる。 ・ 財政基盤強化のため、水産庁や漁業信用基金協会中央会が広域合併を推進しているが、役員的人的関与の問題など、合併に向けて検討すべき事項が残っている。 					
平成 28 年度 以降 の見 直し 方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協を取り巻く環境など、将来の経営状況を勘案し、可能な限り経費の削減に努め、引き続き安定した経営を続けるとともに、業務のノウハウを引き継いでいける体制を整える。 ・ 職員のスキルアップを図るため、各種研修会に積極的に参加し、漁協職員等も含めた研修会も行っていく。 ・ 平成26年度から国による各都道府県協会の広域合併について検討を行ったが、現在合併協議への参画を見送っている。平成27年度以降、国や他県協会の動向を注視しながら、合併参加の是非を含めた検討を行い将来的な団体のあり方について方向付けを行っていく。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小漁業者の経営安定に向けた適正な債務保証制度を確保する観点から、当面は現状の関与を継続するが、広域合併の方向性を見極めながら、役員としての人的関与のあり方の検討を進める。 <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県費の支出はない。 					
スケ ジュ ール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の見直し <p style="margin-left: 20px;">広域合併の状況を把握し判断 平成30年度に方向性を決定予定</p>					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益社団法人大分県漁業公社	所管部・課	農林水産部 水産振興課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 本県の水産振興の基本施策である栽培漁業の推進のため、海面及び内水面の放流用、養殖用の種苗を生産、販売する組織として、県・関係市町村・県漁協などが出資し昭和46年に国東事業場を設立し、54年には上浦事業場を開設した。</p> <p>【主要事業】 (1) 生産事業（漁業者等の要望に応じて公社が独自に放流用や養殖用種苗を生産、販売する事業） 種苗生産は、クルマエビ、マコガレイ、アユ、ガザミ、マダイ、イサキ、カサゴ、ヒラマサ、アワビなど (2) 自主事業（負担金事業：海域関係団体(市町村、漁協)の放流計画をとりまとめ、種苗生産をする事業） マコガレイ（姫島～津久見）イサキ（神崎～蒲江）マダイ（上浦～蒲江） (3) 受託事業（県等からの委託を受け、放流用種苗を生産する事業） 対象種類：ヒラメ、マコガレイ、クルマエビ、ガザミ、イサキ、カサゴ、アワビ、アカウニ</p> <p>【県関与の必要性】 沿岸水産資源を積極的に回復・増大させて安全・安心な水産物を県民に安定的に供給するという行政施策として、放流用種苗は責任ある公的機関が生産することが必要であるため。</p> <p>【団体に期待する役割】 自然界の生物的多様性の保全や防疫管理などの観点を踏まえて生産した種苗を安定的に供給する。</p>					
の平成23年度組み及ぶの成果見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人に移行（H25.4.1） ・平成23～27年度の中期経営計画（経営改善計画2011）を策定し、平成26年度以降の黒字化を図っている。 ・燃油・餌料等の高騰対策として、燃油を多く使用する冬期生産魚種の生産時期の見直しや生産中止を行い、経費削減を図った。 ・生産コストに見合った種苗の販売単価の改正を実施した。 ・上記の結果、平成26年度決算は1,055万円の黒字で、平成27年度も1,806万円の黒字となった。 					
課題	<p>燃油・餌料等の高騰、赤潮被害や老朽化施設の修理費などが経営を圧迫し、平成24年度2,102万円、平成25年度1,811万円の2年連続赤字となったため、生産体制の見直し等を実行し経営状況は改善されているが、水産生物の種苗を生産する事業は、気象や災害等の影響を大きく受けるため、より安定的な経営体制の構築を図る必要がある。</p>					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 平成28年度末までに経営状況や種苗の安定生産のための技術開発の進捗状況等を踏まえ、生産体制を検討、決定する。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・県との連携を密にして取り組む必要があるため、引き続き職員を1名派遣する。 (2) 財政的関与 ・種苗放流による資源の維持・増大は水産施策の重点課題であることから、県の委託による放流種苗の上乗せ支援を継続し、事業継続に必要な施設の最低限の維持・管理に必要な経費については県が負担する。 (3) その他 ・良質な種苗を安定的に供給するためには、本県の海域特性に適合し、かつ近年の環境変動に対応しうる生産体制の確立が重要であることから、種苗の安定生産のための技術開発を進める。 ・経営状況のモニタリングを実施（経営状況把握・連携強化（毎月1回））し、生産コストの変動や生産・販売状況の変化等に応じた確かな対応策を迅速に検討し、実行する。 ・以上の状況を踏まえ、今後の生産体制を検討、決定する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	種苗生産技術の開発	マコガレイ採卵 水づくり				
	経営状況のモニタリング及び 中期経営改善計画の検討	中期経営改善 計画の検討	中期経営改善 計画の策定	経営状況のモニタリング		
	生産体制の検討	生産体制の 検討・決定				
	施設整備		施設整備計画 及び設計	施設整備	施設整備完了	
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県建設技術センター		所管部・課	土木建築部 建設政策課		
団体の概要	<p>【設立目的】 良質な社会資本整備と秩序ある県土づくりによる地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心を共有できる社会づくりへの支援等を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【主要事業】 ・土木技術職員研修 ・建設材料試験事業 ・土木積算及び現場施工管理事業 ・公共土木施設データベース化事業</p> <p>【県関与の必要性】 ・当団体は、本県での良質な社会資本の整備を積極的に推進するとともに、快適で安全な県土を築くことを目的とした事業を展開しており、主要な活動である技術職員の研修、土木材料試験、積算、施工管理については、県や市町村の公共事業執行に非常に寄与しており、連携した事業展開が必要であるため、今後も県との連携が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 ・県及び県内市町村並びに民間の技術者の技術力向上などを目的とした研修事業の取り組み。 ・社会資本の品質確保に係る材料試験及び調査研究事業の取り組み。 ・積算、施工管理などの県及び市町村への支援事業の取り組み</p>					
平成23年度及びその後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H25. 4. 1） ・役員就任の見直し （より県として関与の実効性を高める観点からの見直し 平成25年度 非常勤理事を土木建築部審議監から建設政策課長へ変更） ・新公益法人への移行に向けた組織体制の見直し結果を踏まえ、業務援助職員を削減（平成27年度1名減の2名（技術部長・試験課長）を派遣） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業費が減少傾向のなか、新規事業開拓や市町村からの受注増加など、安定した収入の確保が課題である。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 （1）団体の存廃…存続する。 （2）団体の方向性 県及び市町村事業の積極的な受注活動を実施し、併せて研修のさらなる充実を図り、今後も安定的な運営を継続していく。また、土木技術などに関する情報の収集、発信を図るため建設業に対する県民への理解の促進を図る。</p> <p>【県の関与】 （1）人的関与 ・土木積算業務などの適正執行を管理監督する観点から土木建築部から建設政策課長が非常勤理事に就任しており、県としての関与の実効性が図られるよう今後も必要に応じ見直しを検討する。 ・県の土木事業の積算及び現場施工管理の実施など、県行政の執行体制を補完するとともに、当団体プロパー職員の技術力向上に資する観点から、業務援助職員を派遣している。センター職員の育成等により平成28年度に1名を削減し、現在1名（技術部長）の派遣となっているが、プロパーの技術職員の平均年齢が39歳と若く管理職員が不足していることから、当面職員派遣を継続する。</p> <p>（2）財政的関与 ・必要な業務委託については、引き続き行っていく。</p>					
スケジュール	見直し項目 1 組織、人的関与の見直し	28年度  人的関与の見直し	29年度 	30年度	31年度	32年度以降 (当分の間、1名の派遣職員を継続)
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分県土地開発公社		所管部・課	土木建築部 用地対策課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 用地取得事業（公共用地の取得（協議・登記・支払事務）、先行取得を含む。）土地造成事業（内陸工業用地、住宅用地、事務所等用地等の取得・造成・処分）等</p> <p>【県関与の必要性】 公共用地取得・造成の専門機関として、ノウハウや人材を持っており、県及び市町村における専門職員が不足している部署にとって円滑な事業実施に寄与していることから公共性が高く、事務のスムーズな実行のため、今後も県による支援が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 市町村を含めた県内の行政における用地取得・造成等の事務を補完する行政支援機関としての役割</p>					
の平成23年度組27年度及びの見直し	<ul style="list-style-type: none"> 長期保有土地の処分等 長期保有土地の早期売却については、平成23年度に旧県病周辺用地とインテリジェントタウンを県に売却したことにより、大幅に減少している。玖珠工業団地においては、事前準備工事に着手し、企業進出が決まれば速やかに対応できるよう、体制維持を図っている。 事業計画の策定 毎年度具体的な事業計画を策定しており、関係機関との協議も継続的に実施している。 役員就任の見直し より県としての関与の実効性を高める観点からの見直し H24年度 非常勤理事 土木建築部長→H25年度 非常勤理事 土木建築部審議監 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 安定した事業量を確保するために、公社の体制強化を図り、また、公社利用のメリットをPRすること等により、市町村からの事業受託を増やしていく必要がある。 今後も厳しい経営状況が予想されるため、一層の経費削減に努めていくとともに、具体的な事業計画を毎年度策定し、これに基づいた着実な経営を行っていく必要がある。 長期保有土地（工業団地）については、県の事業所管所属と連携して、早期売却に努める必要がある。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 公社は公共用地取得、造成の専門機関であり、ノウハウ、人材を活かし、行政の事務を補完する公的支援機関として今後も重要な役割を担っていく。しかし、事業量の確保が困難になっており、市町村事業の受託増加に向けて、公社の体制強化を図り、また、公社利用のメリットをPRすること等により、積極的に各市町村に公社活用を働きかける必要がある。 また、長期保有土地については、引き続き、県の事業所管所属と連携して、早期売却に努める必要がある。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共用地の取得・管理・処分を目的とする団体の活動を指導監督するため、土木建築部審議監が非常勤理事に就任しており、今後も100%の出資団体として運営状況を把握し、業務の適正な執行を推進するため県職員の役員就任を継続する必要がある。 なお、業務援助職員の派遣はない。 <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> 県からの委託業務については、県の補完的役割として用地取得業務を委託しているものであり、不可欠なものであるが、その必要性や実施効果等を十分検討した上で、予算措置を行っていく。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	長期保有土地の処分等 (売却及び有料駐車場などの有効活用)					
2	市町村事業の受託増加に向けた取組					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分県住宅供給公社		所管部・課	土木建築部 建築住宅課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 勤労者に居住環境の良好な住宅及び宅地を提供し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>【主要事業】 分譲事業（分譲宅地の販売（国東市向陽台）、賃貸管理事業（公社賃貸住宅等の管理））、受託事業（公営住宅の管理代行等）</p> <p>【県関与の必要性】 大分県住宅供給公社が公営住宅の管理等を通じてその目的を遂行する限り、県も必要な関与を継続する。 （県（設立団体）は、住宅供給公社の基本財産の額の1/2以上に相当する資金その他財産を出資しなければならないが、また、地方公共団体以外は出資することができないこととなっている（地方住宅供給公社法第4条）。）</p> <p>【団体に期待する役割】 管理受託住宅管理事業や賃貸管理事業を中心に効率的な経営を実施し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。</p>					
の平成23年度及びその後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画（H25～H29）を策定（H25.2） ・役員の見直し （より実質的な関与の必要性からの見直し 非常勤理事を土木建築部長→土木建築部審議監（H25.4～）） ・分譲地（向陽台）の建設費貸付金（ハイテク・カシ建設推進事業）廃止（平成25年度5億円→平成26年度0円） ・住宅供給公社事業促進資金貸付金廃止（平成26年度18,160千円→平成27年度0円） ・分譲事業を終了するため「販売促進部会」を設置・開催。県もPT会議にてフォローアップ（四半期1回程度）262区画中224区画（85.5%）販売済（平成28年3月時点） ・公営住宅管理事業（管理代行制度）の拡充及び体制整備（県及び8市、1万6千戸超（平成28年3月時点）） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲事業については、早期に終了する。 ・県営・市営住宅及び公社賃貸住宅の一体的な管理により入居サービスを向上するため、受託事業における公営住宅の管理代行を拡充する。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存廃…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の中期経営計画の検証・見直しをしていくとともに、平成29年度中に新たな中期計画を策定し、これに基づいた着実な経営を行っていく。 ・分譲事業は、分譲資産の賃貸資産としての活用も含めて検討し、事業終了に向けた取り組みを推進する。 （県も、引き続きPT会議等を通じてフォローアップを継続する。） ・管理受託住宅管理事業や賃貸管理事業は、計画の進捗状況等を踏まえ、中心事業として効率的な運営が行えるよう、人事や組織のあり方などを時点修正する。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の整備を目的とする団体の活動を指導監督するため、土木建築部審議監が非常勤理事に就任しており、今後も100%の出資団体として運営状況を把握し、業務の適正な執行を推進するため県職員の役員就任を継続する必要がある。なお、業務援助職員の派遣はない。 <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の管理（管理代行）に関する協定期間中は、必要な関与を継続する。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 現中期経営計画の検証・見直しと新たな中期経営計画の策定	計画の検証・見直し	新計画の策定	(新計画の実行)		
	2 販売促進部会、PT会議等の実施	経営状況の把握・連携強化(四半期に1回程度)				
3 公営住宅の管理代行等拡充						
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県体育協会		所管部・課	教育庁 体育保健課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 スポーツを振興し、県民体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>【主要事業】 スポーツ振興事業、スポーツ少年団事業及びスポーツ普及・表彰事業</p> <p>【県関与の必要性】 本県の競技力向上及びスポーツ振興事業等の施策を実現するうえで、県の施策との関連性も高く、連携して事業を推進するために県の関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 ①県の施策と連携して、競技力向上とスポーツ振興事業に積極的に取り組むことで、高い事業効果が期待される。 ②少年団事業や普及・表彰事業により、青少年の健全育成への寄与が期待される。</p>					
の平成23年度組み及びの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H23.4.1） ・平成25年度から平成29年度までの中期経営計画を策定し、自主財源確保等に努めている。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの負担金が経常収益の8割を超えており、事業の一層の充実発展に向け自主財源の確保が必要である。 ・多くの事業の実施により、職員の超過勤務が常態化しており、業務内容の見直しや効率的な事業の推進が必要である。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 国体等の各種大会に向けた競技力向上への取組とその波及効果により、競技スポーツの振興、県民の体力向上、スポーツ精神の養成を図るとともに、スポーツ少年団活動や総合型地域スポーツクラブの普及促進の取組を通じて、青少年の健全育成と県民誰もがスポーツを享受できる明るく元気な大分県の創造に寄与していく。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・会長に知事、副会長に教育長、専務理事に体育保健課長が就任しており、本団体の活動は、県民の体力向上やスポーツ振興を県と連携を密にして取り組んでいく必要があるため、役員としての人的関与は現体制を継続する。 ・業務援助職員3名（事務局長、総務部長、事業部長）の派遣については、毎年度、見直しの検討を行っていく。 (2) 財政的関与 ・国体等に向けた選手強化や国体参加に係る負担金等を支出しており、必要性や有効性、実施効果などを検証し、真に競技力向上（選手強化）等につながる支出となるよう検討していく。 (3) その他 ・現在、25年度から29年度までの中期経営計画に沿って、業務を遂行しているが、29年度には30年から34年の5年間の新たな「中期経営計画」を策定する。 ・財政基盤の確立に向け、賛助会員の増や加盟競技団体負担金を増額の方向で見直すこと等により、自主財源の確保に努める。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	中期経営計画に基づく自主財源の確保の取組					
2	業務援助職員の見直し検討	見直し実施 見直し検討	見直し実施 見直し検討	見直し実施 見直し検討	見直し実施 見直し検討	見直し実施 見直し検討
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人暴力追放大分県民会議		所管部・課	警察本部 組織犯罪対策課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 県民の暴力追放意識の高揚と暴力追放運動を推進することにより、暴力団及びすべての暴力の根絶を図り、もって暴力のない、明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力根絶のための啓発、広報活動 ・暴力団員による不当な行為に関する相談 ・受託事業（責任者講習、不当要求情報調査業務）等 <p>【県関与の必要性】 当該団体は、県公安委員会から暴力団対策法に基づき暴力追放運動推進センターとして指定を受け、同団体のみが同法に基づく不当要求防止責任者講習事業の委託を受けている。</p> <p>【団体に期待する役割】 暴力根絶のための広報・啓発活動や暴力団員による不当な行為に関する相談等の各種活動を通じて、「暴力のない、明るく住みよい大分県」の実現に寄与すること。</p>					
の平成23年度組み及ぶの成果等	<ul style="list-style-type: none"> ・委託・補助金の見直し 予算編成の際に必要性や事業の実施効果等を検証し、より有効な事業となるよう検討した。 ・自主財源確保策等の実施（賛助会員増員策等） 不当要求情報調査事業における企業訪問や各種協議会、会合を通じて会費の納入促進及び入会者の獲得を図ったが、会費の納入額の増加には至っていない。 ・その他見直し方針記載の取組 暴力追放・銃器根絶大分県民大会の開催や、事業所などの要請に基づき不当要求防止研修会を開催、相談活動、不当要求の被害防止のための講話等を行い、県民、事業者の暴排意識の高揚を図った。 					
課題	安定した事業活動を行うため、賛助会員の拡大により財源を確保する必要がある。					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存廃…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体が実施している暴力根絶のための啓発活動や暴力団員による不当な行為に関する相談等の各種活動は、暴力のない、明るく住みよい大分県の実現に寄与しており、今後もこれらの取組は継続していく。 ・安定した事業活動を行うため、不当要求情報調査事業における企業訪問を通じ、会費の納入促進及び入会者の獲得を図るとともに、大分県暴力団排除条例に基づき、県民、事業者の暴力団排除意識を高揚させるための啓発活動や暴力団員による犯罪の被害に係る援助活動を推進するなど、効果的な事業活動を実施していく。 ・今後は、暴力団離脱者の社会復帰対策として就労支援を行っていく。 ・基本財産の運用は、運用対象を預金や国債などに限定し、安全かつ確実な運用を行う。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>(2) 財政的関与 不当要求防止責任者講習事業等の委託については、予算編成の際に、必要性や事業の実施効果等を検証し、より有効な事業となるよう見直し検討を行う。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 賛助会員の拡大					
	2 暴排条例に基づく事業の推進					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県交通安全協会		所管部・課	警察本部 交通企画課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 交通道德の高揚を図り、明瞭で整然とした交通秩序を確立し、併せて交通事故の発生を防止することを目的とする。</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故の防止及び交通道德の高揚のための広報啓発 交通の安全を確保し、交通の能率を推進するための調査研究 交通関係功労者、功労団体及び優良運転者の表彰 自動車学校の運営による優良運転者の育成及び運転者教育の実施 等 <p>【県関与の必要性】 交通安全啓発、交通安全教育及び交通安全指導の活動を通じ、大分県民の交通安全に関する生涯教育を担う重要な団体であることから県関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 県民の交通安全に関する生涯教育の要となる重要な団体であり、今後も交通安全啓発、交通安全指導等の活動を通じた県下の交通事故抑止のための取組を期待</p>					
の平成23年度取組27年度及びその成果等	<ul style="list-style-type: none"> 財務状況が平成22年度以降4期連続して赤字になったことに鑑み、財政基盤の健全化を図るため、財政再建計画（平成26年度～平成28年度）を策定 平成22年度にこれまで随意契約であった運転免許事務について一般競争入札を導入 免許センターにおける協会の活動PRのDVDを視聴できるモニターの設置、チラシ配布等により協会活動の周知を図っている。 自動車学校収入の確保のため、平成23年度に老朽化した自動車学校を改修し、更に、県内の高校、大学、専門学校への新規免許取得者獲得に向けた勧誘活動を実施 					
課題	<p>安定した事業活動を行うために、会員の拡大等により自主財源を確保する必要がある。</p>					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体の在り方】</p> <p>(1) 団体の存廃…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体が実施している街頭活動や子どもに対する交通安全教育等の各種活動は、交通事故防止に大きく貢献しており、今後もこれらの取組は継続していく。 交通安全活動の積極的展開や経営の安定化のためには、会費収入と自動車学校入校生を確保するとともに、業務運営の効率化を図る必要があることから、活動指標やコスト削減目標等を盛り込んだ財政再建計画に基づき、平成28年度までに収支均衡させる。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全啓発活動に係る補助金については、より効果的な啓発活動に特化する観点から、予算編成の際に見直しを行う。 運転免許更新時講習業務等の委託については、予算編成の際に、必要性や事業の実施効果等を検証し、より有効な事業となるよう見直しを検討する。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	<p>財政再建計画の実施 (平成28年度までに収支均衡)</p>	<p>→ 収支均衡</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	株式会社別府交通センター					
所管部・課	企画振興部 観光・地域局観光・地域振興課					
団体の概要	<p>【設立目的等】 別府に乗り入れる定期バスの発着を集合集約し、県民をはじめ観光客の利便と安全及び都市交通の整備を図り、あわせて地方開発に寄与する。</p> <p>【主要事業】 バスターミナル事業、売店事業及び食堂事業</p> <p>【県関与の必要性】 同社は、バスターミナルの運営を通じて、フェリーを利用する県民や観光客の二次交通確保に寄与するとともに、竹未来館や特産品販売所、団体向け食堂を運営するなど、観光の拠点施設としての役割を果たしているため、県による関与の必要性がある。</p> <p>【団体に期待する役割】 県民と観光客の利便性向上を図るとともに、地域経済の振興に寄与する。</p>					
の平成23年度及びの成果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 累積損失の削減（売店事業を中心として収益を確保し、平成23年度から4年間で累積損失の約62,500千円の削減を達成） ・ 経営状況等のモニタリングの実施（四半期に1回程度のモニタリング実施） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度末時点で、なお58,266千円の累積損失を計上しており、これを早期に解消する必要がある。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 平成31年度末における累積損失の解消を目指し、今後も収益の確保に努める。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・ 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。 (2) 財政的関与 ・ 県費の支出はない。 (3) その他 ・ 累積損失解消の進捗状況など、経営改善状況を的確に把握するため、四半期に1回程度団体を訪問するなど、モニタリングを継続していく。 ・ 同社の経営状況を注視しながら、引き続き、県の関与のあり方について検討する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 累積損失の解消	累積損失の削減				
	2 経営状況等のモニタリングの継続	モニタリングの継続				
	3 県の関与のあり方に関する検討	県の関与のあり方を検討				
備考						


■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	株式会社サン・グリーン宇佐	所管部・課	企画振興部 観光・地域局観光・地域振興課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 宇佐市が所有する「はちまんの郷宇佐」の経営を設立の目的としている。 同社は、宇佐市に「かんぼの郷」を誘致するため、その運営会社として、旧郵政省関係機関、簡易保険福祉事業団関連法人、地元金融機関、宇佐市及び大分県の出資により、平成7年に設立された。 平成26年度、宇佐市が日本郵政株式会社から「かんぼの郷宇佐」の土地建物を購入したことに伴い、平成27年度から、施設の名称が「はちまんの郷宇佐」に変更された。</p> <p>【主要事業】 「はちまんの郷宇佐」（ホテル、温泉、体育館、プール、グラウンドゴルフ場、テニス場などの複合型宿泊・レジャー施設）の経営</p> <p>【県関与の必要性】 同社が経営する「はちまんの郷宇佐」が宇佐市の所有となったことから、県の関与のあり方について検討している。</p> <p>【団体に期待する役割】 「はちまんの郷宇佐」を適切に経営し、地域の活性化に寄与すること</p>					
の平成23年度及びその後の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支改善計画（平成23年度～25年度）の実行（サービス向上や営業・広報活動の強化、食材の原価率低下、人件費の削減等により、平成24年度から収支を大幅に改善し、平成25年度に単年度黒字化を達成） ・ 経営状況等のモニタリングの実施（四半期に1回程度のモニタリング実施） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度から平成25年度にかけて大幅に収支を改善したが、平成26年度は再び9,900千円の赤字となり、平成26年度末時点で91,134千円の累積損失、61,134千円の債務超過となったため、経営改善に取り組む必要がある。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 営業と宣伝の強化、売上単価の向上、売上原価の削減、宿泊キャンペーンの開催など、経営改善計画（平成27年度～平成31年度）を着実に実行し、累積損失の解消に努める。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・ 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。 (2) 財政的関与 ・ 県費の支出はない。 (3) その他 ・ 累積損失解消の進捗状況など、経営改善状況を的確に把握するため、四半期に1回程度団体を訪問するなど、モニタリングを継続していく。 ・ 宇佐市及び他の出資団体と同社の経営状況を注視しながら、平成28年度中に県の関与のあり方について検討する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	累積損失の解消					
2	経営状況等のモニタリングの継続					
3	県の関与のあり方に関する検討					
備考						


■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	株式会社大分フットボールクラブ	所管部・課	企画振興部 芸術文化スポーツ局国際スポーツ誘致・推進室			
団体の概要	<p>【設立目的等】 サッカーをはじめとするスポーツの普及、青少年の育成に取り組むことを通じて、地域に貢献する。</p> <p>【主要事業】 ・サッカーチームの経営 ・サッカーチームを活用した教室の開催、普及、各種イベントの企画運営等</p> <p>【県関与の必要性】 当該団体は、サッカーをはじめとするスポーツの普及や青少年の育成に取り組むことを通じ、地域に貢献することを目的とする法人であり、その設立は、県民がスポーツに親しむ機運醸成、地域スポーツの振興、青少年健全育成、さらには県経済の活性化に寄与することから、公益性を有すると判断されるため、関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 ①高度で質の高いプロスポーツ観戦機会の提供による地域スポーツの振興とプロスポーツ観戦による経済効果 ②スポーツに親しむことによる青少年の健全育成</p>					
の平成23年度及びその後の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> 経営基盤の安定強化を図るため、県職員を2名派遣（常勤役員（取締役社長）に退職派遣するとともに業務援助を行う職員を派遣）した。 経営が急速に悪化したことに伴い平成22年度に「中期経営改善計画（平成23～28年度）」を策定し、人件費や運営経費の削減等に努めた。同計画の着実な実行により、平成26年度まで5期連続で単年度黒字を計上するとともに、企業再生ファンドの活用などにより債務超過を解消した。 資金計画等の経営状況に関する情報共有のため、モニタリングとして定期的（概ね1ヶ月に1回程度）に担当レベルでの情報交換を実施した。 チケット収入やスポンサー収入の増について、「大分トリニータを支える県民会議」等を通じた側面的な支援を継続した。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に策定した「中期経営改善計画」に基づく経営改善に取り組んだ結果、平成26年度に債務超過を解消することができたが、今後も企業再生ファンドへの償還が続くことなどから、経営基盤のさらなる安定を図るためにも、引き続き経費削減等の経営努力を行うとともに新たな出資者を確保していく必要がある。 チームの成績に左右される面が大きいのが、平成28年度は、J3に降格したことから来場者数やシーズンパス（年間チケット）の販売枚数が大幅に落ち込む恐れがあり、来場者数の増加につながる取組を強化する必要がある。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 平成21年度の経営悪化の轍を再び踏むことのないよう、平成28年度中に新たな「中期経営改善計画」を策定し、健全経営に努めるとともに、早期のJ2復帰、さらにはJ1再昇格・定着を目指し、チーム強化に努める。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・役員については、県出身者が就任することにより他の出資者からの信用も向上する面も認められることから、経営基盤のさらなる安定強化を図るためにも、県職員の退職派遣を継続することが望ましい。 ・業務援助を行う職員についても、経営基盤のさらなる強化のために派遣の継続が必要である。 (2) 財政的関与 プロスポーツ選手派遣による学校訪問等の県で実施することができない事業について、引き続き委託事業などの形で実施することが不可欠である。 (3) その他 平成21年度の経営悪化の轍を再び踏まないためにも、経営状況に関する定期的なモニタリングを引き続き実施する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
スケジュール	1 経営改善計画の着実な実行による経費削減、チケット収入やスポンサー獲得による売上増	見直し予定				
スケジュール	2 経営上に関するモニタリングの実施	継続				
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	一般財団法人大分県自動車会議所		所管部・課	企画振興部 交通政策課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 大分県における自動車各般の健全にして、調和ある発達及び、相互の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通会館の管理運営 ・ 自動車に関する調査研究及び普及宣伝 <p>【県関与の必要性】 県の関与のあり方について、引き続き検討が必要</p> <p>【団体に期待する役割】 自動車税管理室が入居する「交通会館」の安定的な運営、維持管理</p>					
の平成23年度及びその後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財団法人に移行（H25.4.1） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の関与のあり方について、引き続き検討が必要 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存廃…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性 自動車税管理室が入居する「交通会館」の安定的な運営、維持管理を主要業務とし、交通安全に関する取組や環境対策に関する取組なども実施する。</p> <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>(2) 財政的関与 大分県税事務所自動車税管理室の交通会館入居に係る負担金のみ支出しており継続する。</p> <p>(3) その他 県の関与のあり方について、引き続き検討する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 県の関与のあり方に関する検討					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県アイバンク協会		所管部・課	福祉保健部 健康づくり支援課		
団体の概要	<p>【設立目的】 角膜等の眼球組織の移植術による視力障害者の視力の回復に資するため、臓器の移植に関する法律に定めるところにより眼球を提供すること又は眼球提供を受けることのあるあっせんを行うとともに、献眼及び角膜移植に関する普及啓発を図り、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とした団体</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 献眼する者の募集及び登録に関する事業 ・ 提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせんに関する事業 ・ 献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発事業 <p>【県関与の必要性】 同法人が角膜移植の普及推進やあっせんを行う県内唯一の団体で、今後とも継続して関与する必要がある。</p> <p>【団体に期待する役割】 ①献眼する者の募集及び登録 ②提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせん ③県民への献眼及び角膜移植に関する知識の普及啓発の実施</p>					
の平成23年度組み及度の成見果直等し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員就任の見直し⇒副理事長（部長就任）を見直し（H24.4.1） ・ 財政健全化⇒支援型自動販売機設置や募金箱設置による財政強化の推進 ・ 公益財団法人に移行（H24.4.1） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化（昨年最近の取り組みにより単年黒字となったが、連続赤字が続いていたことから必要） 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性 県としても事業の継続が必要であり、支援型自動販売機設置や募金箱設置による財政強化の効果も出ており、引き続き財政健全化に取り組む。</p> <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例年、大分グリーンリボンフェスタに併せて、献眼の啓発活動を行っているが、県職員が評議員として運営に参加することにより、県施策を反映している。 <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県費の支出はない。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化 					


■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県環境管理協会	所管部・課	生活環境部 廃棄物対策課			
団体の概要	<p>【設立目的】 浄化槽設置に関する普及啓発や浄化槽の適正な維持・管理を通して生活環境の保全、公衆衛生の向上に寄与する。</p> <p>【主要事業】 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質検査、浄化槽の設置及び維持・管理に関する知識の普及啓発、浄化槽の機能保証制度など</p> <p>【県関与の必要性】 浄化槽法に基づく県内唯一の指定検査機関として、公衆衛生の向上に果たす役割は大きく、財務、業務の執行など適正な運営が求められていることから県関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 ①浄化槽法に基づく法定検査や環境衛生関係講習会などを通じた公衆衛生の向上 ②受検率向上に向けた取組み ③県内唯一の法定検査機関としての信頼性や公益法人としての公共性の確保</p>					
の平 主成 な23 取組 組27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H24.4.1） ・就任役員の見直し（平成26年度5名 → 平成27年度3名） ・浄化槽法定検査受検率の向上対策の推進（浄化槽管理台帳システムの構築、検査件数増加に伴う職員採用） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・法定検査受検率の向上を図るため、浄化槽管理台帳システムの構築や検査件数の増加を見据えた職員採用を行っており、26年度決算については赤字決算を計上している。今後、黒字への転換を図るためには、引き続き受検率向上に向けた取組みが必要である。 ・公益事業の収支相償や公益目的事業比率などの基準が公益法人の要件として課せられていることから、単に黒字転換だけでなく、バランスのとれた財務、団体運営が必要である。 					
平成 28 年度 以降 の見 直し 方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続 …存続する。 (2) 団体の方向性 1 法定検査受検率の向上を図る。 ・保健所など関係機関との連携により指導体制の強化 ・浄化槽管理台帳システムの運用による浄化槽管理の効率化 ・浄化槽管理者に対する啓発活動の推進 2 県内唯一の法定検査機関としての信頼性や公益法人としての公共性の確保などに努める。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・平成27年度評議員会で県職員役員数の見直しを行っており、当面は現行体制による運営を行うこととするが、人的関与を必要最小限とするよう随時見直しを行う。 (2) 財政的関与 ・県費の支出はない。</p>					
スケ ジュ ール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	受検率の向上					
	県関与の見直し					
備考						


■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分県信用保証協会	所管部・課	商工労働部 経営創造・金融課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 中小企業者のために信用保証業務を行い、金融の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>【主要事業】 ・ 中小企業者に対する信用保証業務 ・ 求償権回収業務</p> <p>【関与の必要性】 中小企業者の行う資金調達の際に必要な信用保証業務を行っており、中小企業金融の円滑化、ひいては中小企業者の経営改善に対して果たす役割が大きいことから、県の関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 信用保証業務の円滑な運営を通して、県内中小企業の経営安定及び地域経済の活性化に寄与すること。</p>					
の平成23年組み及び度の成果等	<p>【役員就任】 信用保証業務の適正性を確保する観点から、商工労働部長の非常勤理事（副会長）就任を継続している。</p> <p>【事業計画】 平成24年度から3カ年間の中期経営計画期間が終了し、平成27年3月の理事会で平成27年度以降の計画が承認された。</p> <p>【補助金】 中小企業者が負担すべき信用保証料の引き下げに係る補助金を支出しているが、中小企業者の経営支援の観点から、毎年度予算編成の際に、新設制度資金への保証の付与の必要性を含め、必要額を検討している。</p>					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低金利情勢下において保証料負担が敬遠される傾向にあることから、経常収入の約7割を占める保証料収入が漸減傾向にある。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存廃…存続する。 (2) 団体の方向性 ・ 今後も中小企業者が必要とする資金の信用保証業務を行い、中小企業金融の円滑化と中小企業者の経営改善に寄与していく。 ・ 各年次経営計画の着実な実行・達成を目指すとともに、次期中期事業計画に基づく健全な経営を継続し、安定した経営基盤の確立を目指していく。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 信用保証業務の適正性を確保する観点から、商工労働部長の副会長就任を継続する。 (2) 財政的関与 中小企業者が負担する信用保証料の引き下げのために補助金を支出しており、保証料負担の軽減は県制度資金の主要な目的であるため継続するが、その金額については、毎年度の予算編成時に適正な額となるよう見直す。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期経営計画の策定 	中期経営計画の実施 	次期計画の策定 	次期中期経営計画の実施 		次々期計画の策定
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	株式会社大分放送		所管部・課	商工労働部 情報政策課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 大分県内でのテレビ、ラジオ放送事業を実施するために設立された法人で、県は、県内の情報格差の是正、地上波テレビ放送の普及を促進する観点から出資している。</p> <p>【主要事業】 テレビ・ラジオ放送事業、イベント・興行事業、放送に関する出版事業等</p> <p>【県関与の必要性】 情報格差の是正や県民の利便性向上などに資するとの観点から、地域の情報提供・情報発信や災害等緊急時の情報伝達手段としての役割など放送事業の公共性が高いことから、県の関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 放送法に基づき、今後も安定した放送事業を県民に提供すること。</p>					
の平成23年度及び27年度までの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員就任の見直し (より県としての関与の実効性を高める観点からの見直し 平成23年度 取締役 知事 → 平成24年度 取締役 副知事) ・ デジタル放送設備投資に伴う減価償却費の増大により平成23年度まで5期連続で赤字を計上していたが、平成24年度以降は黒字を計上 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定した放送事業を継続するため、より一層の経営体質強化が求められている 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存廃…存続する。 (2) 団体の方向性 放送法に基づき、テレビジョン放送事業、中波（AMラジオ）放送事業など、今後も安定した放送事業を県民に提供していく。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・ 県下の地域情報の発信、災害時の情報伝達や放送ネットワークの強靱化など、放送事業の公共性の観点を踏まえ、当面は現状の関与（非常勤取締役に副知事が就任）を継続する。 (2) 財政的関与 ・ 県広報番組制作を委託しており、事務事業評価や予算編成の際に、必要性、実施効果等を検証し、より有効な広報番組となるよう、見直しを行っていく。 ・ 情報格差の是正や県民の利便性向上などに資するとの観点から出資したものであり、地域の情報提供・情報発信や災害等緊急時の情報伝達手段としての役割など放送事業の公共性に鑑み、当面、株式の保有は継続する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 安定した放送事業の提供					
備考						


■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分県デジタルネットワークセンター株式会社		所管部・課	商工労働部 情報政策課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 県内CATV局のネットワーク化、デジタル化の推進及び地域の情報格差の是正を目的に、平成14年に設立された法人であり、県やCATVを運営する市町、民間CATV局等が出資している。</p> <p>【主要事業】 ・デジタルヘッドエンドの共同利用、共同自主制作番組の放送 等</p> <p>【県関与の必要性】 県が保有する「豊の国ハイパーネットワーク」の適正利用と地域の情報格差の是正の観点から、県関与は必要</p> <p>【団体に期待する役割】 デジタルヘッドエンドの共同利用、県内CATV局のネットワーク化、デジタル化の推進及び地域の情報格差の是正</p>					
の平成23年度及びその後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> デジタル放送の普及、条件不利地域における情報格差の是正及び地域情報化の推進 見直し方針に従い、県内CATV局の放送設備等の共同利用と地域情報番組の共同制作などを継続実施していくとともに、団体加盟CATV局の共同制作番組「週間ケーブル7」について、より地域に密着した情報の提供など、内容を充実させ、地域コミュニティの活性化への寄与 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 黒字継続の安定経営となっており、今後も安定した経営が見込める。 長時間停波を伴う事故を予防するため、老朽化したCS（SD）放送ヘッドエンド設備機器オーバーホール（メンテナンス）が必要となる。 4K・8K問題は、その動向により、当社の今後に大きく影響を与える可能性がある。今後の業界動向を見据えて、情報収集と的確な判断が必要となる（主に有料放送管理事業者の選定）。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の情報格差の是正（デジタルヘッドエンド共同利用）を図るとともに、団体加盟CATV局による地域情報番組の共同制作などを継続実施し、地域コミュニティの活性化に寄与していく。 社会問題でもある少子高齢化に伴う独居高齢者の買物支援、児童・高齢者の見守りや災害時の情報伝達など社会に貢献するための情報発信の強化にも取り組んでいく。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が保有する「豊の国ハイパーネットワーク」の適正利用と地域の情報格差の是正の観点から、所管担当課長の非常勤取締役の就任は継続する。 業務援助職員の派遣はない。 <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> 県議会中継を委託しており、事務事業評価や予算編成の際に、必要性や事業の実施効果等を検証し、適正な執行を確保していく。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 共同制作番組の充実					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	株式会社エフエム大分		所管部・課	商工労働部 情報政策課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 放送法に基づき超短波（FM）放送事業及びその他放送関連事業を実施するために設立された法人で、県はFM放送の普及促進の観点から出資している。</p> <p>【主要事業】 FMラジオ放送事業</p> <p>【県関与の必要性】 放送法に基づき、FMラジオ放送事業を実施しており、安定した放送事業を県民に提供するという観点から、公共性が高く支援が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 放送法に基づき、今後も安定した放送事業を県民に提供すること。</p>					
の平成23年度及び27年度の見直し結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の額の減少により累積損失を解消（平成23年度） ・ 経営状況のモニタリングの実施（経営改善計画の進捗管理等（四半期に1回）） ・ 社屋の移転などによるコストダウン効果で経常黒字を確保（平成26年度） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定放送の継続のため、黒字定着が求められている。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 （1）団体の存廃…存続する。 （2）団体の方向性 放送法に基づき、超短波（FMラジオ）放送事業を実施しており、安定した放送事業を県民に提供するという観点から現状の事業を継続していくとともに、早期の黒字定着に取り組んでいく。</p> <p>【県の関与】 （1）人的関与 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。 （2）財政的関与 県政ラジオ番組制作を委託しており、事務事業評価や予算編成の際に、必要性、実施効果等を検証し、より有効な広報番組となるよう見直しの検討を行う。 （3）その他 安定した放送事業を県民に提供するという観点から、団体の経営改善状況について四半期ごとにヒアリングを実施するなど、県のモニタリングによる経営改善の進捗管理のほか、各種中小企業経営支援策の活用についての助言や情報提供など、早期に黒字定着するよう支援する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1 中期経営計画の策定		実施・見直し	実施・見直し	中期経営計画の策定		
2 経営状況のモニタリングの実施		経営状況の把握（四半期に1回）				
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分朝日放送株式会社		所管部・課	商工労働部 情報政策課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 テレビ放送により様々な情報を提供することで、大分県の発展に貢献することを目的としており、県は、県内の情報格差の是正、地上波テレビの普及促進の観点から出資している。</p> <p>【主要事業】 テレビ放送事業、イベント・興行事業、放送に関する出版事業等</p> <p>【県関与の必要性】 情報格差の是正や県民の利便性向上などに資するとの観点から、地域の情報提供・情報発信や災害等緊急時の情報伝達手段としての役割など放送事業の公共性が高いことから、県の関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 放送法に基づき、今後も安定した放送事業を県民に提供すること。</p>					
の平成23年度及び27年度の見直し成果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員就任の見直し (より県としての関与の実効性を高める観点からの見直し 平成23年度 取締役 知事 → 平成24年度 取締役 副知事) 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定した放送事業を継続するため、より一層の経営体質強化が求められている。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存廃…存続する。 (2) 団体の方向性 放送法に基づき、今後も安定したテレビジョン放送事業を県民に提供していく。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 県下の地域情報の発信、災害時の情報伝達や放送ネットワークの強靱化など、放送事業の公共性の観点を踏まえ、当面は現状の関与（非常勤取締役に副知事が就任）を継続する。 (2) 財政的関与 ・ 県広報番組制作を委託しており、事務事業評価や予算編成の際に、必要性、実施効果等を検証し、より有効な広報番組となるよう、見直しを行っていく。 ・ 情報格差の是正や県民の利便性向上などに資するとの観点から出資したものであり、地域の情報提供・情報発信や災害等緊急時の情報伝達手段としての役割など放送事業の公共性に鑑み、当面、株式の保有は継続する。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 安定した放送事業の提供					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	大分県農業信用基金協会		所管部・課	農林水産部 団体指導・金融課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 「農業信用保証保険法」に基づき、県・市町村・JA等の出資により設立された「公的保証機関」であり、農業者等が必要とする資金の貸付けを円滑にするため、その信用力を補完し、農業経営の改善、農業の振興に資するため設けられた法人（制度）である。</p> <p>【主要事業】 農業者等が農業制度資金を借り入れる際、融資機関に対して、その債務を保証する。</p> <p>【県関与の必要性】 法律に基づき設立された団体で各都道府県に設置され、県の農業施策と密接に関係しており、農業振興等のためにも支援が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 農業者等の円滑な資金借入れに対する適切な債務保証を実施する。</p>					
の平成23年度組み及ぶの見直し	<p>【役員の見直し】 農業者の経営安定に向けた適正な債務保証制度を確保する観点から、非常勤理事（審議監）就任を継続とした。</p> <p>【中・長期経営計画の策定・改定】 平成23年度に第7次中期経営計画（平成24年度～26年度）を策定し、事業運営を行った。 平成26年度には、第8次中期経営計画（平成27年度～29年度）を策定した。</p> <p>【補助金の見直し】 農業制度資金の制度上、重要な役割を担っており、農業者の経営支援の観点から継続とした。</p> <p>【現況調査】 公社等外郭団体指導指針に基づく現況調査及び改善協議を行った。（H26：所管課での各種規程等の備え付け H27～：財務諸表の公開（HP）、法令遵守等の県研修会への参加）</p>					
課題	<p>関係機関と連携した期中管理の徹底により、引き続き代位弁済の減少、求償債権の回収増に努めることが重要である。</p>					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）団体の存続・・・存続する。 （2）団体の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・近年、農業等を取り巻く環境は、自然災害や口蹄疫・鳥インフルエンザ等の病気、燃料高騰等、大変厳しいものがあり、農業経営の改善、農業振興に資するためにも、農業者の必要とする資金（農業制度資金）に対する債務保証の伸長を図っていく。 ・代位弁済の増加、それに基づく求償債権の増加が団体の経営に大きく影響することから、経営改善方策等を盛り込んだ「第8次中期経営計画（平成27年度～平成29年度／平成26年度未策定）」に基づいた安定的な経営に努める。 <p>【県の関与】</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）人的関与 農業者の経営安定に向けた適正な債務保証制度を確保する観点から、非常勤理事（審議監）就任を継続とする。 （2）財政的関与 <ul style="list-style-type: none"> ・制度運営上必要な特別準備金の積立に対する補助は、農業者への経営支援としての重要な意義・役割を担っていることから、農業経営の改善、農業振興に資するためにも制度の継続が必要であり、引き続き支援（補助）を行う。 ・関係機関と連携し、期中管理を徹底し、代位弁済の減少、求償債権の回収に努めるよう団体に対する指導を継続し、事故率・回収不能率の改善を図り、補助金の減額に努める。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	<p>中期経営計画の実行</p> <p>期中管理徹底、代位弁済減少、求償債権回収の取組強化</p>					
備考						


■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益社団法人大分県果実協会	所管部・課	農林水産部 園芸振興室			
団体の概要	<p>【設立目的等】 果実の安定生産出荷の推進、需要拡大を図るための事業等の実施により果樹農家の発展に寄与することを目的として設立され、果樹農業振興特別措置法（昭和36年3月）に基づき指定された法人</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うんしゅうみかんの計画生産・緊急需給調整特別対策事業 （一時的な出荷の集中があるときに、生食用果実の一部を果汁原料用途に仕向け、大幅な価格下落を防止する措置） ・果樹の経営支援対策事業 （優良品目・品種への転換にかかる経費の支援） 等 <p>【県関与の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金事業の安定的な運営を確保する観点から、園芸振興室長の非常勤理事就任は継続する必要がある。また財政的支援については、国が定めた果実等生産出荷安定対策実施要綱に基づく資金造成を行うための県費補助金の支出が必要であり、当面は継続する。 <p>【団体に期待する役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うんしゅうみかんの需給調整事業や改植事業等を活用した果樹農家、産地の発展への寄与 					
の平成23年度及びその後の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人に移行（H24.8.1） ・経営状況のモニタリングの実施（運営状況・経営状況・連携強化） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・協会事業の安定的な運営（→継続的なモニタリングの実施が必要） ・法人の公益性確保のための事業概要の周知（→インターネットによる財務諸表等情報公開） 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性 基金により、果樹の需給調整に係る農家への減収補填事業を実施しており、今後もその需要が見込まれることから、安定的な運営を継続していく。また、公益法人へ移行も行ったことから、事業の内容について適切に運用できるように検討を行う。</p> <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与 ・協会事業の円滑な推進を図るため、県との連携を密にして取り組む必要があることから、園芸振興室長の理事就任は継続する。</p> <p>(2) 財政的関与 ・うんしゅうみかんの需給調整を図るため、国が定めた果実等生産出荷安定対策実施要綱に基づいて行う事業の資金造成に対する補助金を支出しており、需給調整上重要な役割を担っていることやみかん農家の経営支援といった観点から、当面は継続する。</p> <p>(3) その他 ・経営状況は健全であるが、経営状況のモニタリングを実施（経営状況・中期経営計画の実施状況の把握・連携強化）する。</p> <p>【その他】 財務諸表の公開（HP上）を実施</p>					
スケジュール		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	経営状況等のモニタリングの実施					
2	HPで財務諸表の公表					
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	株式会社大分県畜産公社	所管部・課	農林水産部 畜産振興課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 食肉流通の近代化、合理化を図り、畜産農家の所得向上と消費者への食肉の安定供給に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 ・と畜事業（牛及び豚のと殺、解体） ・食肉の製造業務（ブロック肉や内臓製品の製造） ・食肉の販売業務（卸し、小売り、レストラン）</p> <p>【県関与の必要性】 県内唯一の食肉処理施設であり、畜産振興及び県産畜産物の安定供給の拠点施設という役割は大きく、公共性が高いことから県関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 ①県畜産物（おおいた豊後牛、県産豚肉等）の流通拠点としての機能 ②新施設整備に伴い、高い衛生管理や牛肉の対米輸出認定を取得し、国内外に販路を拡大 ③消費者に対する畜産物の生産や流通への理解醸成と安全・安心な県産畜産物の供給</p>					
の平 主成 な23 取組 組27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化や不具合への対応や将来を見据えた対米輸出可能な食肉処理施設整備計画を策定（平成25年度） 中長期経営改善計画の策定（平成26年度） 経営状況のモニタリングの実施（経営状況・中期経営計画の実施状況の把握・連携強化（4半期毎）） 役員就任の見直し（見直し方針に基づき、県からは必要最小限の人的関与とした） 平成22年度 非常勤監査役 団体指導・金融課長→平成23 廃止 平成23年度 非常勤取締役 農林水産部長、畜産振興課長→平成24年度 非常勤取締役 畜産振興課長 組織体制の見直し（新施設整備に伴い、衛生対策を強化するため平成26年度に常務取締役ポストを新設し、経営体制を強化） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に、当期損失（△130,135千円）が発生し経営が悪化。取引条件の見直し等により収益性の改善を図った。（当期純利益：H25 1,192千円、H26 12,512千円） 新施設整備に伴い、中長期経営改善計画に基づく集荷体制の強化など、新たな取組を着実に実施し、経営安定を図る必要がある。 新たな取組に対応した組織体制の見直し、退職者の増加に対応した新たな人材確保や中堅職員の人材育成 					
平成 28年 度以 降の 見直 し方 針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 新施設整備に伴い、産地食肉センターとしての機能強化が畜産農家や食肉業者、消費者から期待されており、中長期経営改善計画の着実な実行と経営の健全化を目指す。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 ・平成23年度に見直し、必要最小限の1名（非常勤取締役 畜産振興課長）としており、引き続き継続する。 (2) 財政的関与 ・新施設整備に対して市町村、農業団体とともに財政的支援を実施しており、新たな経営支援は行わない。 ・畜産生産基盤対策として、関連生産農場の規模拡大や肥育牛預託制度の創設、県産豚肉ブランド化等への支援により集荷計画の着実な達成を図る。 (3) その他 ・集荷頭数や収支状況のモニタリングを定期的（四半期毎）に実施し、中長期経営改善計画の進捗把握に努める。 ・組織体制の見直しにより、経営改善に向けた責任体制を明確にし、経営体質の強化を図る。 ・HP等での情報開示や見学者の受入れ等、開かれた食肉センターとして、積極的に県民への理解醸成に努める。</p>					
スケ ジュ ール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 新施設の整備	<p>施設整備新施設稼働 (H27繰越)</p> <p>対米輸出認定</p> <p>対米輸出開始</p>				
	2 中長期経営改善計画の進捗管理	<p>経営改善計画の実施 (定期的モニタリング、検討会)</p> <p>見直し計画策定</p> <p>見直し計画実施</p>				
	3 組織体制の見直し	<p>新施設での組織体制に移行 (HACCP、セリ取引、部分肉処理、見学受入等)</p>				
4 財務諸表等の情報開示	<p>HPでの財務諸表等の公開</p>					
備考						






■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	九州乳業株式会社	所管部・課	農林水産部 畜産技術室			
団体の概要	<p>【設立目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県内を中心として、九州・山口地域内の生乳の調整工場の役割を担って設立された。 <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳及び乳製品の製造販売 <p>【県関与の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産生乳を処理し、牛乳・乳製品を生産、販売することにより県民の健康増進や県酪農振興等に果たす役割は大きい。 <p>【団体に期待する役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産生乳の処理・販売 					
の平成23年組27年度及びの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・経営再建計画の策定（平成22年4月） ・経営改善委員会（毎月）による経営改善状況及び進捗状況の把握 ・製品事故による大口顧客の取引停止や低価格競争に巻き込まれ厳しい経営状況が続いたため、自主再建を断念し、平成25年4月より新スポンサーによる経営再建がスタート 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県民へ安全・安心な牛乳及び乳製品等の販売継続 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存続…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳、乳製品の生産、販売事業を行っており、九州・山口地域内の生乳の調整工場の役割を担っていることから、平成25年度からの経営再建計画の着実な実行を図っていく。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が関与する関連性が薄まってきたため、平成30年度を目処に出資を解消する。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再建中であるため、毎月の経営状況をモニタリングしながら経営改善状況並びに再建計画の進捗状況を確認する。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	経営状況のモニタリングの実施				出資解消	
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	周防灘フェリー株式会社	所管部・課	農林水産部 漁港漁村整備課			
団体の概要	<p>【設立目的等】 海上運送事業、自動車運送事業、観光事業、旅行業及びこれに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする法人で、国東地域の産業開発の促進に資すると考え、県も国東市、豊後高田市、姫島村と出資を行っている。</p> <p>【主要事業】 フェリーボートによる自動車航送・旅客輸送及び手荷物・小荷物輸送</p> <p>【県関与の必要性】 本県と中国地方を結ぶ唯一の航路の確保と国東地域の雇用の確保に寄与していく。</p> <p>【団体に期待する役割】 公共交通機関としての事業継続と地域の雇用確保、県の観光振興への寄与が期待される。</p>					
の平 主成 な23 取 組27 み年 及度 びの 成見 果直 等し	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策課において、フェリー航路活性化緊急対策事業を平成26年度からは、フェリー航路利用促進事業に組み替え、利用促進の自主的取り組みを支援している。 ・2ヶ月に1回程度のモニタリングを実施している。 ・人員削減など経費の削減に取り組み平成22～24年度にかけて単年度黒字を達成した。平成25年度は、燃油高騰が続き、最終的に314千円の当期純損失を計上したが、26年度においては、ゆるやかな景気回復による物流の増加、精力的な営業活動により、当期純利益が21,730千円となった。 					
課 題	<p>フェリー業界においては、高速道路料金の割引の継続、消費増税等により、十分な景気回復には至っていない。燃料価格は下落しているものの依然として厳しい状況である。</p> <p>平成27年度は、東九州自動車道開通の影響や既存得意先の物流拠点の変更などで航送収入が落ち込んだが、燃料価格の下落の影響で、38,325千円の経常利益となり、債務超過額も平成27年度現在11,473千円まで減少した。</p> <p>しかし、平成28年4月には、東九州道自動車道が全線開通したことからフェリーへの乗車数が更に減少することが懸念される。</p>					
平 成 28 年 度 以 降 の 見 直 し 方 針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存廃…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営状況については、平成23年2月に保有フェリー2艘のうち1艘を売却、9往復のダイヤを5往復にするなど経営のスリム化を図ってきたところである。 ・平成27年度決算(27,411～28,331)では、東九州自動車道開通の影響、物流拠点の変更による既存得意先の減少など厳しい状況にあったが、燃料価格の下落により、当期純利益は、39,071千円となった。 今後も、債務超過解消に向けて、短期経営計画(業績推移総括表)に基づいて、より一層の営業の強化と経費節減を行い、法人の存続とともに、本県と中国地方を結ぶ唯一の航路として、国東半島の活性化に寄与していく。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。 <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリーの利用促進への取組みに係る補助金については、必要性や効率的な団体運営が図られているかなどといった観点から、事務事業評価や予算編成の際に、見直しの検討を行っていく。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度黒字が継続するよう、引き続き2ヶ月に1回程度モニタリングを行い経営状況を把握していく。 					
ス ケ ジ ュ ー ル	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
1	単年度黒字の継続					
2	モニタリングの実施 (2ヶ月に1回程度)					
備 考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人 大分県奨学会		所管部・課	教育庁 教育財務課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 保護者等が県内に住所を有し、優秀であるが経済的理由で修学が困難な大学生・高校生等に対して奨学金の貸与等を行い、人材の育成と教育の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】 ・奨学資金の貸与 ・奨学資金の貸与を受ける学生及び生徒の修学支援</p> <p>【県関与の必要性】 平成16年度に独立行政法人日本学生支援機構から高校生対象の育英奨学金事業を大分県が引き継ぎ、大分県奨学会に事業を委任している。 県は奨学金の貸付原資を大分県奨学会へ貸し付け事業を行っており、事業主体として関与が必要である。</p> <p>【団体に期待する役割】 学ぶ意欲のある高等学校等の生徒の教育機会の均等を図ること。</p>					
の平成23年度及びその後の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人に移行（H24.4.1） ・役員就任の見直し 平成24年度から、より実効性を高める関与のあり方を検討したうえで、役員の見直しを実施 平成23年度 副理事長 副知事 → 平成24年度～ 副理事長 教育長 常務理事 教育長 → 常務理事 教育財務課長 理事 生活環境部長 → 理事 県立学校長協会会長等 ・債権管理事務の強化 滞納対策強化のため、平成24年度より非常勤職員2名を配置 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金償還額及び滞納件数の増加 ・償還金の確実な回収による奨学金貸付原資の確保 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】 (1) 団体の存続…存続する。 (2) 団体の方向性 ・法人経営の安定のためには、奨学金事業の財源となる貸与者からの返還金の確実な回収が不可欠であり、債権管理に精通した人材を配置し、返還金債権の確保に努めていく。 ・今後、返還対象者が増加することから、債権管理体制を強化し、返還金債権の確保及び滞納額の抑制を図る。</p> <p>【県の関与】 (1) 人的関与 公益法人への移行及び経理職員の退職に伴い、平成24年4月から県職員1名を派遣している。事業の円滑な執行のため引き続き人的支援は必要である。 (2) 財政的支援 奨学金貸与事業に係る補助金や奨学金原資の貸付金等については、修学困難な生徒に対する支援の観点から、奨学金の適切な回収と適正な額の算定のもと、予算編成等の際に十分に精査し、必要な予算措置を行う。</p>					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
	1 自主財源確保対策等の実施	 <ul style="list-style-type: none"> ・債権管理事務管理委託の実績検証 ・債権管理事務体制の見直し検討 	 <ul style="list-style-type: none"> ・債権管理体制見直しの方針決定 ・H30実施に係る準備 	 <ul style="list-style-type: none"> ・見直し計画実行 		
備考						

■ 公社等外郭団体見直し方針及びスケジュール

団体名	公益財団法人大分県防犯協会		所管部・課	警察本部 生活安全企画課		
団体の概要	<p>【設立目的等】 犯罪の防止及び青少年の健全な育成並びに地域社会の健全な発展のための事業を行い、県民を犯罪から守って、明るく安全で安心して暮らせる大分県の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心まちづくり」事業（「大分県安全・安心まちづくり大会」の実施、民間防犯パトロール隊への指導、支援事業等） ・子どもの安全対策事業（青少年健全育成事業、有害環境の排除活動事業、薬物乱用防止活動事業） ・その他の事業（防犯功労者表彰、自転車防犯登録事業） <p>【県関与の必要性】 犯罪防止及び青少年の健全育成等に係る事業を行う団体であり、安全で安心して暮らせる大分県の実現に果たす役割は大きく、公共性が高いことから支援が必要</p> <p>【団体に期待する役割】 犯罪の防止及び青少年の健全な育成等の事業を実施し、安全で安心して暮らせる大分県の実現に寄与する。</p>					
の平成23年度組27年度及びその見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の見直し （防犯意識啓発活動等に係る補助金については、より効果的に活用するため、平成24年度から、刑法犯認知件数に占める割合が最も高い自転車盗抑止対策事業に重点をおくよう指導し、補助金の使用目的を明確化し交付した。） ・事業見直し（振り込め詐欺撲滅推進広報啓発事業については、一定の効果が認められたため、平成24年度に廃止。青色回転灯装備車両燃料費支援事業については、委託を廃止。） ・自主財源確保方策等の実施（HPや広報誌等を活用して団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求めるとともに、各種行事を通じての呼び掛け、各種団体への協力依頼等を実施。） 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した事業活動を行うため、賛助会員の拡大により財源を確保する必要がある。 ・平成24年度に振り込め詐欺撲滅推進広報啓発事業を廃止したが、現在、高齢者を対象とした特殊詐欺被害が増加しており、犯罪の発生状況に即した事業活動を展開する必要がある。 					
平成28年度以降の見直し方針	<p>【団体のあり方】</p> <p>(1) 団体の存廃…存続する。</p> <p>(2) 団体の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体が実施している防犯に係る啓発活動や民間防犯パトロール隊への支援等の各種活動は、安全で安心して暮らせる大分県の実現に寄与しており、今後もこれらの取組は継続していく。 ・安定した事業活動を行うため、インターネットホームページや広報誌等を活用して、団体の活動を広く県民に広報し理解を求めるとともに、各種団体企業に対し依頼文により働き掛けるなど各種行事を通じて会員の拡大を図る。 ・安全・安心まちづくり大会等の開催による防犯意識高揚のための啓発活動や民間防犯パトロール隊等への支援活動を更に推進する。 <p>【県の関与】</p> <p>(1) 人的関与 県職員の役員就任、業務援助職員の派遣はない。</p> <p>(2) 財政的関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識啓発活動等に係る補助金については、より効果的な啓発活動に特化する観点から、予算編成の際に引き続き見直しを行う。 ・風俗営業調査事業等の委託については、予算編成の際、必要性や事業の実施効果等を検証し、より有効な事業となるよう引き続き見直しの検討を行う。 					
スケジュール	見直し項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度以降
備考	1 賛助会員の拡大					
	2 事業内容					